

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
65	3月22日	5月2日	戸籍システムの 庁外設置	<p>東日本大震災では、戸籍データが消失したり、戸籍取得不能なため被災者への保険金給付が遅れることがあった。自治体毎の戸籍システムの庁外設置を認めることを周知するとともに、大災害時などの非常時に住民が戸籍データを取得しやすくするよう環境整備すべきである。</p> <p><規制の現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍法第8条第2項で、戸籍の正本の庁内保管が義務付けられている。 ・震災で自治体が保管する戸籍のデータが失われた例があることから、政府ではLGWAN経由で法務局内に戸籍の副本を置くことを検討している。 ・「国の規制・制度に関する集中受付(平成23年9月1日～10月14日)で受け付けた提案等に対する各省庁からの回答について」等において、法務省は、戸籍情報のバックアップデータの遠隔地保存が先例で認められていることや、データセンターにおける正本を含む戸籍簿の管理は、一定の要件の下で認容されるとの見解を示しているが、この解釈は自治体に浸透していない。当該議論で、戸籍データが紙媒体であるのか電子媒体であるのか不明瞭。 ・バックヤードでの戸籍データの取得は、各自治体により対応が統一されていない。 <p><要望理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子情報処理組織により戸籍を調整する場合、当該データあるいはその副本の外部保存を認めることを自治体に周知し、自治体庁舎の被災時の住民への影響を最小限にするための対策を促すべき。 ・庁舎被災時においても迅速に戸籍データを取得できるように、取得方法や公開方法について標準化を行い、バックヤード連携の環境を整備すべき。 ・バックアップへのアクセス手段がLGWAN経由のみでは被災時にアクセスできない恐れがあるので、LGWAN以外でのアクセス手段も設けるべき。 	日本経済団体連合会	法務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
66	3月22日	5月2日	外部委託先の 監督についての 明確化	<p>【具体的内容】金融機関にクラウドサービスの活用が可能となるよう、クラウドサービスの実態に応じて、外部委託先の監督規制の見直しを行うべきである。</p> <p>【提案理由】 金融機関が顧客情報の管理を外部に委託する場合には、委託先に対する必要かつ適切な監督、適切な委託先の選定と安全管理措置の確保が求められ、さらに「外部委託先における業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、外部委託先において顧客等に関する情報が適切に行われていることを確認しているか」が監督上の着眼点とされている(主要行等向け監督指針Ⅲ—3—3—4—2(1)⑤)。金融機関がクラウドサービス上に顧客情報を保存する場合は、クラウドサービス事業者も外部委託先として金融機関の監督を受けるものと考えられている。しかし、これらの指針においては、外部委託先の「必要かつ適切な監督」として、具体的にどのような方法でどの程度の行為が要求されているかは明確ではない。平成24年5月31日付の「主要行等向けの総合的な監督指針」の改正案において、「重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査を実施しているか」という新たな着眼点が追加されたものの、「監査」の内容は必ずしも明らかではない。特に、クラウドサービスは、従前から利用されている金融機関向けにカスタマイズしたシステムと異なり、複数の利用者が共通のインフラを使い、汎用的なサービスを受ける比較的新しいサービスであり、適切な監査、監督方法が確立されていないため、利用者である金融機関もクラウドサービス事業者も手探りの状態である。そのため、「必要かつ適切な監督」「監査」を保守的にとらえる金融機関がデータセンターへの随時の立ち入り監査も可能とする強力な監査権限を要求し、セキュリティ確保のため第三者のデータセンターへの立ち入りを制限しようとするクラウド事業者はかかる要求にこたえられず、サービス提供が困難になるという事態が生じている。利用者が多数に及ぶクラウドサービスにおいて、監査名目で多数の者がデータセンターに立ち入ることはセキュリティ問題を生じさせるものであり、適切な外部の監査機関による認証の取得と、金融機関による当該認証の確認で足りる場合もあると思われる。このような実態を踏まえ、クラウドサービスという新しいサービスの実態に即して、必要となる「監査」を明確にしていきたい。それにより、金融機関によるクラウドサービスの活用が促進され、システム運用の効率化に資する。</p>	日本経済団体連合会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
67	3月22日	7月9日	公共調達におけるクラウドサービスの利用を可能とする契約形態	<p>【具体的内容】 クラウドサービスの利用契約の実態に即した対応が可能になるよう基準や要件の見直しを行うべきである。</p> <p>【提案理由】 会計上、各省庁との間の契約については、原則として契約書の作成が要求されており(会計法29条の8第1項)、また、当該契約書の確定には、契約担当官等と相手方との双方の記名押印が要求されている(同条2項)。また、この例外として、会計法29条の8第1項は、政令で定める場合には契約書の作成を省略できる旨規定しており、これを受けて、予算決算及び会計令100条の2第1項が例外事由を列挙しているが、クラウドサービスの利用契約に該当する余地があり得るものとしては、①一定の資格を有する者による一般競争契約又は指名競争契約若しくは随意契約で、契約金額が150万円(外国で契約するときは、200万円)を超えないとき(同項1号)、及び、②随意契約で各省庁の長が契約書を作成する必要がないと認めるとき(同項4号)が考えられる。</p> <p>もともと、上記②の例外事由に関しては、財務省主計局法規課に架電照会したところ、電気・水道・ガス等の公共サービスの利用という極めて例外的な場合にのみしか認められないとの回答を得ており、かかる回答を前提とすれば、実務上は本件契約についてかかる例外規定の適用が及ぶ可能性は極めて限定的であると考えられる。また、契約事務取扱規則15条は、上記例外事由に該当することを根拠として契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴するものとする規定している。したがって、仮に契約金額が150万円以下であって上記①の例外に該当する場合であっても、「特に軽微な契約」であると判断される場合を除いては、書面の作成が要求されることとなると考えられる。</p> <p>これでは、オンラインでクラウドサービスの利用契約を締結することが困難である。</p> <p>また、製造請負契約基準への適合を求められたり、前払いの扱いが原則不可であると言われたり、紙での請求書を求められたりといったことがあり、これらと規制の関係は必ずしも明らかではないが、クラウドサービスの利用の際に支障になる場合には柔軟に対応ができるように改善していただきたい。</p>	日本経済団体連合会	文 財 務 科 学 省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
68	3月22日	5月2日	「衛星放送分野のマスメディア集中排除原則」に関わる「支配の基準」の基準・要件の見直し	<p>【具体的内容】 実質的に支配関係が無いにも拘わらず、形式的な判断から基幹放送業務を行うことを認められず放送をする機会を得ることが出来ない状態が発生している。については、一部の「支配の基準」についての見直しを提案する。</p> <p>【提案理由】 放送法第93条2項「支配の基準」の3号において、次の通り定義されている ・1/5以上の役員数(監査役を除く)を兼務することについては、その他の号の基準の内容が明確であるのに対して、定義が不明確なものとなっている。特に支配関係を発生させる「役員の兼務」については、「業務を執行する役員」と規定しながら、会社法2条15号に定める「社外取締役」についても業務を執行する役員との解釈を行い、兼務役員に含めている。その結果、実態としては日常の業務執行に携わっていないにも拘わらず、社外役員の兼務が1/5以上の役員の兼務にあたり、衛星基幹放送の業務を行う機会を与えられない事態が発生している。または、役員支配の基準をクリアーすることだけを目的とした、名目上の役員を就任させるなど、会社のガバナンスを考える観点からは本末転倒な状況となっている。このような状況を改善し、ひいては、視聴者の趣向が多様化する現代のニーズに十分対応した放送を実現するためには、放送の主体よりも内容を重視して審査を行うべきであり、「役員支配の基準」を以下の通りとすることを提案する;支配関係を発生させる役員兼務のについて次の通り定義する。 「業務を執行する役員」の兼務のみを対象とする。「業務を執行する役員」は、以下の通りとする。(会社法の定義によることを明確にする)・代表取締役(会社法363条1号) ・業務執行取締役(同2号) ・上記以外で会社の業務を執行した取締役(会社法2条15号括弧書) ・社外取締役は含まないことを明確にすること</p>	日本経済団体連合会	総務省
69	3月22日	5月2日	高周波利用設備許可申請書類の簡略化	<p>【具体的内容】 1回目の設置申請後、増設・廃止を届け出る場合にも変更許可申請書(代表社印)1部、「高周波利用設備申請書の添付書類」2部、「装置の概観を示す図または写真」2部、「周辺地図」2部を求められているが、書類手続きの簡素化の点から同じ場所での増設・廃止の場合の書類の削減を検討すべきである。</p> <p>【提案理由】 現状は、高周波機器の増設、廃止のたびに複数の書類(変更許可申請書 1部、「高周波利用設備申請書の添付書類」2部、「周辺地図」2部、「装置の概観を示す図または写真」2部)が必要とされるが、手続きの簡略化の観点から、同じ場所での上記機器の増設、廃止の場合には書類の削減を検討すべきである。</p>	日本経済団体連合会	総務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
70	3月22日	5月2日	道路占用手続きの簡素化・統一化	<p>【具体的内容】 道路占用手続きについて道路管理者が国道、都道府県道、市町村道と分かれており、占用手続きに関する様式等がそれぞれ異なるため、電子申請を含む当該手続きの簡素化・統一化を図るべきである。</p> <p>【提案理由】 道路占用手続きの統一化・簡素化については、これまでも各管理者に対して周知が図られてきたと理解しているが、道路管理の主体が、国道、都道府県道、市町村道と分かれており、占用手続きに関する様式等がそれぞれ異なるため、依然として統一化・簡素化が進展していない状況である。 また、電子申請については、国道事務所にて導入されているものの、手続き上、書面での提示を必須とし、最後の申請処理のみを電子的に行うなどの運用状況もあり、実質的に効率化が進んでいないケースも存在することから、電子申請に係る手続き方法の簡素化・統一化も併せて要望する。 回線工事手続きにあたっては、提出が必要な道路占用届の申請様式・申請方法・添付資料が、地方自治体や管轄窓口によって異なるため、光ファイバの提供における申請作業が煩雑化し、工程調整や作業準備に時間を要しているため、効率化の観点から手続きの統一化・簡素化が必要と考える。</p>	日本経済団体連合会	国土交通省
71	3月22日	5月2日	国際ローミング協定における認可対象範囲の縮減(規制緩和措置)	<p>①新規契約締結時の事前承認の廃止、②以下の場合の認可手続きの廃止 (1) 既に協定等を締結している外国事業者と精算料金変更に伴う当該協定等の変更する場合、同一の特定対地内で既に協定等を締結している他の事業者よりも精算料金が高くないことが明らかなき (2) 既に音声通話機能について協定等を締結している外国事業者とテレビ電話機能の精算料金を追加または変更する場合の当該協定等の変更 ③外国政府等との協定の契約及び変更に関する年度報告の廃止または報告内容、報告基準の簡素化</p> <p>【提案理由】 電気通信事業法施行規則一部の改正により(平成19年6月5日)、外国政府等との協定等の締結・変更等の認可対象範囲を縮減する規制緩和措置が講じられた。(※既に音声通話の協定を締結している事業者とのTV電話の追加するときに精算料金が音声電話を上回らない場合、また既に協定を締結している事業者が提供事業者を追加するときに精算料金が増加しない場合が認可対象外となった)「国の規制・制度に関する集中受付(平成23年9月1日～10月14日)で受け付けた提案等に対する各省庁からの回答について」において、総務省より、事前規制(認可の対象となる協定等)を必要最小限のものにするのが望ましいとの観点から、社会的背景に併せ、電気通信事業法制定時より現在に至るまで継続して規制緩和のための見直しを行ってきたとの回答があったが、事業者における負荷が多大な状況に何ら変わりはなく、ユーザへの早期サービス提供も十分に実現できない状況にある。当該現状を踏まえ、以下の理由から規制緩和を要望する。-ユーザへの早期サービス提供の実現：認可までに約2週間を要していることから、1ヶ月サービス提供が遅れる場合がある。認可の対象外となれば、協定締結等までの時間が大幅に短縮され、併せて手続きも簡素化されることにより、サービスの柔軟な提供が可能となり、ユーザの利便性が向上する。-ユーザの利益保護の要件を充足：日本国内のアクセス・チャージについては指定事業者以外は届出していない現状を鑑みると、ユーザの利益は保護されていることが前提となっている為、海外事業者へのアクセス・チャージも同様の視点から考えれば、不要と考える。</p>	日本経済団体連合会	総務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
72	3月22日	5月2日	警備法上の申請・届出等の手続きの電子化	<p>【具体的内容】 警備法上の申請・届出等の手続きについて、コストベネフィットを検証しつつ、添付書類の削減により、インターネット経由で完結するようにすべきである。</p> <p>【提案理由】 警備業法においては認定、営業所や機械警備業務の届出、営業所の変更や指導教育責任者の選任替え等の申請・届出を行う場合は、当該都道府県の区間を管轄する公安委員会に、内閣府令で定める書類を添付したうえで、内閣府令で定める事項を記載した届書を提出しなければならないとされている。現状、届出、控えの保管は全て紙ベースで行われており、手続きが煩雑で非効率的である。</p> <p>「国の規制・制度に関する集中受付(平成23年9月1日～10月14日)で受け付けた提案等に対する各省庁からの回答について」において、警察庁より、都道府県公安委員会等に対して行われる申請等のうち、電子情報処理組織を使用して行わせることができるものは都道府県公安委員会が定めることとされており、各都道府県において、地域の実情に応じて適切に判断しているものと承知している、との回答があったが、各都道府県によって対応が異なる場合、全国にある支社を管轄する本社での作業がかえって煩雑になる。監督官庁が主導となり、各種手続について電子化の必要性の有無を判断いただき、同じ手続であれば全国一律で電子化されるよう検討いただきたい。</p>	日本経済団体連合会	警察庁
73	3月22日	5月2日	全地方自治体における法人地方税、償却資産税の電子申告・届出(eLTAX)の可能化	<p>【具体的内容】 法人の申告業務の簡素化のため、すべての地方自治体で法人地方税、償却資産税の電子申告ができるようにすべきである。</p> <p>【提案理由】 現在、全都道府県及び全市区町村がeLTAXに接続しているが、一部の自治体では法人地方税、償却資産税の電子申告(eLTAX)が導入されていない。</p> <p>「国民の声」に対し、総務省は、引き続きeLTAXの運用費用について所要の地方財政措置を講じるとともに、未導入団体の理解が進むように働きかけを行っていくと回答している。サービス可能な自治体は着実に増えているが、2012年3月現在、全1,720市町村のうち、法人事業税及び法人住民税の電子申告が可能な自治体は、1,211市町村(全都道府県及び全市町村の約7割)、償却資産の固定資産税の電子申告が可能な自治体は、1,185市町村(特別区は東京都において対応)(全市町村の約7割)となっており、現在も約3割の自治体で電子申告が利用できない。</p> <p>複数の自治体で事業を行っている企業では、電子申告を利用できない自治体が存在するために、紙と電子による手続きが混在しており、業務が煩雑になり効率化につながらないため、すべての地方自治体での電子申告・届け出が可能となるようにすべきである。</p>	日本経済団体連合会	総務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
74	3月22日	5月2日	電気通信事業法に基づく端末認証における絶縁抵抗要求の緩和	<p>【具体的内容】 端末等規則において、絶縁耐力として「絶縁抵抗」を規定しているが、国際標準や海外の規格に合わせて「タッチカレント（接触電流：人体に機器が接触した場合に流れる電流）」で規定すべきである。</p> <p>【提案理由】 <規制の現状> 端末等規則第6条において、「端末設備の機器は、その電源回路と筐体及びその電源回路と事業用電気通信設備との間に次の絶縁抵抗及び絶縁耐力を有しなければならない。」として絶縁抵抗値について規定しているが、IEC60950-1（世界標準）、EN60950-1（欧州）、UL60950-1（米国）では抵抗値でなくタッチカレントと呼ばれる電流値について規定している。</p> <p><要望理由> 日本においては、総務省 情報通信審議会 情報通信技術分科会 IPネットワーク設備委員会 技術検討作業班で検討が行われ、平成21年7月28日、情報通信審議会より「IP電話端末等に関する技術的条件及び電気通信事故等に関する事項」として一部答申がなされている。この中で、事業用電気通信回線設備及び端末設備の過電圧耐力・安全性については、（中略）事業者、製造業者等の関係者間調整や国際標準等との整合性を勘案し、必要に応じ、技術基準へ反映することが適当であると方向性が示されている。</p> <p>しかしながら、JIS C 6950-1:2012においてタッチカレントの測定方法や規定値が策定されているものの、端末等規則の改正には至っていない。</p> <p>早期に規則等の改正を行い、最新の国際基準を満たした高品質で安価な製品を日本国内に広めるべきである。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 機器メーカーにおける安全認証が効率化し、標準化により比較的安価な製品を日本国内に導入することができる。</p>	日本経済団体連合会	総務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
75	3月22日	7月9日	カバード債券市場の創設と必要な環境整備	<p>【具体的内容】 今後の成長戦略・インフラ整備等を見据えれば、特に外貨調達や中長期資金確保の手段等を充実させていく必要があり、カバード債券はそのための有力な手段となり得る。 カバード債券がわが国の市場に定着するための課題は、市場における流動性の確保であり、流通コストを引き下げる標準化の最も厳格な形として法制化を検討する意義が大きい。 法制化に向けては、ダブルリコースを確保するための倒産法制の例外的措置や預金者保護との関係整理等が必要となるため、今後さらに議論を深める必要がある。</p> <p>【提案理由】 現在、わが国金融機関が担保付社債を発行する場合、担保付社債信託法に基づき発行することが可能であるが、担保管理における事務手続きの煩雑さなど制約が多く、担保付社債はほとんど流通していない。また、法律に基づかないストラクチャードカバード債券の場合、コスト面、流動性の面から金融機関の継続的な資金調達手段とはなりにくく、現在までわが国では発行事例はない。 わが国金融機関の資金調達は預金と無担保社債が中心となっているが、今後、預金の減少が予測されるなかでは社債などによる市場からの調達の重要性がますます高まることが予想される。一方、金融危機時にわが国の社債マーケットは大きな影響を受け、資金調達における困難に直面した経験を踏まえれば、金融機関の調達手段の多様化は重要な課題である。 海外では、欧州においてはカバード債券は市場規模250兆円にまで拡大しており、加えてリーマンショック後にも安定した発行実績を確保するなど、その有用性が確認されているところである。さらに、これまでカバード債券を導入していなかった豪州、韓国、カナダなどアジア太平洋地域でもカバード債券の法制化の動きが広がっており、カバード債券により、外貨を含む資金調達を行っている海外金融機関とのイコールファイティングを確保することは、今後、わが国の金融機関が海外業務を展開していく上では不可欠である。また、国内においても、年金等の有力な運用手段たり得る新商品を準備することの意義は高く、法制化による新規市場創設が望まれるところである。</p>	日本経済団体連合会	金融庁
76	3月22日	5月2日	信託ABLにおける金銭債権の特定金銭債権としての取扱い	<p>【具体的内容】 いわゆる信託ABLにおける対象資産である金銭債権についても特定金銭債権とすべきである。</p> <p>【提案理由】 現行法では、債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項第10号ないし14号において流動化対象の金銭債権が特定金銭債権とされているが、いわゆる信託ABL(オリジネーターが受託者に対し証券化対象資産を信託譲渡し、これに対し受託者がオリジネーターに対し信託受益権を発行し、受託者が信託財産である証券化対象資産を引当てとして投資家から借り入れを行い、かかる借入金をもってオリジネーターが取得した信託受益権の一部を償還することにより当該信託受益権の償還金をもってオリジネーターの資金調達を図るというスキーム)における流動化対象の金銭債権が特定金銭債権とされていない。特に上記各号の流動化対象の金銭債権と区別する理由はなく、信託ABLにおける流動化対象の金銭債権もまた特定金銭債権としていただきたい。</p>	日本経済団体連合会	法務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
77	3月22日	5月2日	貸金業法の規制対象の明確化	<p>【具体的内容】 親会社と会社法上の「実質子会社」との間の資金の貸し借りについて、貸金業法の規制の対象とすべきではない。</p> <p>【提案理由】 貸金業法第2条に定める貸金業については、同法第3条の登録を要することとされているが、旧商法上の親子関係（一方が他方の総議決権数の過半数を保有する関係）にある会社間における資金の貸し借りについてはこの適用がないものとされている（平成18年7月21日付け「金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）」）。その理由は、①親子会社は、親会社が子会社に対して有する支配関係から経済的には一体と見ることができ、親子会社間での資金の移動は同一法人内での資金の移動と同視できること、及び②貸金業法が貸金業者に対し登録を義務付けて同法の規制のもとに置いている趣旨は、高利貸し、過剰融資、過酷な取立行為等を防止し、「貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図る」（貸金業法第1条）点にあるところ、親子会社間においてこれらの行為が行われることは想定しがたいことにあると考えられる。</p> <p>一方、親会社と会社法上の「実質子会社（会社法施行規則3条3項2号に基づき子会社とされるもの）」との間の資金の貸し借りについては、貸金業法の適用があるか否かについて、これまで明らかにされていない。しかし、旧商法上の親子会社間における資金の貸し借りにつき貸金業法の適用がないことの理由として考えられる上記①及び②は、いずれも、親会社と会社法上の「実質子会社」との関係においても、同じく当てはまるものである（連結会計上、旧商法上の子会社と会社法上の「実質子会社」とが取扱いにおいて全く区別されていないことに照らしても、このことは明らかである。）。そこで、親会社と会社法上の「実質子会社」との間の資金の貸し借りについても、貸金業法の規制の対象とならないとすべきである。</p>	日本経済団体連合会	金融庁
78	3月22日	5月2日	独占禁止法9条、11条（一般集中規制）の廃止	<p>【具体的内容】 独占禁止法9条、11条（一般集中規制）を廃止すべきである。一般集中規制については、「規制改革推進3カ年計画」に「廃止することが適切であるとの指摘（略）も踏まえつつ評価・検討する」とされて以来、平成21年以来施行状況をフォローアップし続けてきたことを踏まえ、具体的な検討を始めるべきである。</p> <p>【提案理由】 企業の経済活動がグローバル化し、市場規模が巨大化する中で、競争に対する個別具体的な弊害の有無を問うことなく、日本市場での規模のみに着目して、一律・外形的に規制を課す規制は、企業活動を不当に制限するだけであり、既に存在意義を失っている。</p> <p>また、企業による事業環境の変化に応じた柔軟な営業展開、資本政策、設備投資等を萎縮させ、同条による規制自体、企業による異分野への新規参入の障害となる。こうした企業努力に対する各種の制約が消費者の利便性、企業の国際競争力、ひいては経済発展の阻害要因となるから廃止を要望する。</p> <p>11条についても、金融資本による産業支配を防止することが必要であるとしても、そのためには第10条や優越的地位の濫用に関する規定を適切に活用すれば足り、金融会社の株式取得について一律の規制を設ける必要はない。</p>	日本経済団体連合会	公正取引委員会

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
79	3月22日	5月2日	グループ企業間の法律事務の取扱いと弁護士法第72条の関係について	<p>【具体的内容】 グループ企業間での法律事務については、「他人性」の要件を欠くとして、同条の構成要件に該当しないとの見解を示すべきである。</p> <p>【提案理由】 グループ企業間での法律事務についても、弁護士法第72条の規制を受ける。子会社を上場させ上場益を得ていた時代と異なり、現在は、会社分割制度の活用やグループ経営への意識の高まりもあり、グループ全体でリスク管理を考える時代である。したがって、情報の集約、リスク管理意識の統一、効率性等の観点から、親会社がグループ全体の法律事務を扱う必要性があるため、グループ会社間であれば、事件性のある法律事務を含めて取り扱うことができることを明確にしていきたい。</p> <p>また、報酬の意義についても、人件費等の実費の精算や、通常営業収入のないホールディングカンパニーが子会社等の法律事務を取り扱う場合の経営指導料程度の対価は実質的には受け取ることによって利益を得ることを目的としているものではなく、報酬には当たらないものとして取り扱うこととしていただきたい。</p> <p>企業におけるグループ経営の活性化が期待できる。</p>	日本経済団体連合会	法務省
80	3月22日	5月2日	協調領域に相応しい技術普及志向の特許制度の検討	<p>【具体的内容】 特許法は、特許権者に差止請求権を付与している(特許法第100条)が、様々な技術やサービスの基盤となる領域(協調領域)においては、特許権者の差止請求権の行使がイノベーション創出を阻害する可能性があるため、協調領域に相応しい新しい権利体系を検討すべきである。具体的には、差止請求権は無いものの損害賠償請求権や対価請求権のある制度(いわゆる「ソフトIP」)を創設することも検討すべきである。同様の問題意識から、第三者の実施許諾を拒否しない旨を宣言または登録する「ライセンス・オブ・ライト」制度の導入についても検討する必要がある。</p> <p>【提案理由】 現在の特許法では、権利行使をする者が何人であれ、特許権を侵害する者に対して、その侵害の差止請求を行うことができる。医薬品分野や機能性材料のように、一つの製品に含まれる特許数が少数で、基本特許を取得すれば独占的な市場を形成できる分野においては、このような制度は依然として有効に機能している。しかし、エレクトロニクス製品のように、一つの製品に多数の技術・特許が必要で、単独でそれら全てをカバーすることができず、他社とライセンスをしあわなければならない分野においては、権利者の権利行使が経済社会的な弊害となり、イノベーションの阻害につながる場合もある。こうした場合においては、差止請求権を一定程度制限する権利体系も検討する必要がある。</p> <p>こうした将来を見据えた新しい構想は、わが国が世界の知財制度の議論をリードすることにつながり、イノベーションのハブとしての魅力向上にもつながる。なお、こうした権利体系は、現行制度の廃止ではなく、現行権利体系と併存させて「複線型特許法制」とすることが必要である。</p>	日本経済団体連合会	経済産業省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
81	3月22日	5月2日	職務発明制度の見直し	<p>【具体的内容】 個々の企業では、自社の判断で国内外を対象に各種のインセンティブ制度を設けているところでもあり、わが国の職務発明制度については、発明の法人帰属、あるいは自由契約化等を含め、「知的財産推進計画2012」にも挙げられているとおり、再改定に向けた本質的な検討を行い早期に結論を得るべきである。</p> <p>【提案理由】 現行の職務発明制度(特許法第35条)は、職務発明について使用者等に特許を受ける権利等を承継等させる代償として、従業者等は「相当の対価」の支払を受ける権利を有する。「相当の対価」の額の算出にあたっては、使用者等と従業者等との間の取り決めが不合理でない限り、その取り決めに従って認められるか否かは、合意に至る手続面を重視しつつ、対価を決定するための基準の内容や対価の額等の実体面の要素も補完的に考慮して判断する。対価の定めが存在しない場合又は不合理である場合、対価の額は「使用者等が受けるべき利益」及び発明完成に至る使用者等の「負担・貢献及び従業者等の処遇その他の事情」を考慮し決定される。</p> <p>しかし、裁判所が対価の額が不合理と判断した場合は、高額な対価が算定される可能性があり、「相当の対価」請求権が依然として経営上のリスクであり続けている。また、そもそも対価請求権が従業者等にとって発明のインセンティブになっているか疑問がある。更に、従業者等のみならず権利を与えることが、集団での研究開発や、使用者等の研究開発投資、企業の国際競争力等に悪影響を及ぼしており、特に欧米企業との連携を進める際に支障となっている。</p> <p>職務発明制度を再改定した場合、集団での研究開発意欲を高め、企業も安心して研究開発投資を行うことができるため、わが国企業の国際競争力を高めるとともに、海外企業との連携も進めやすくなり、オープンイノベーションが促進されることが期待される。</p>	日本経済団体連合会	経済産業省
82	3月22日	5月2日	再販売価格維持に関する規定の撤廃	<p>【具体的内容】 昭和28年に再販売価格維持制度が設けられてから長期間経過するが、現在でも著作物6品目(新聞、書籍、雑誌、音楽用テープ、レコード、CD)が対象となったままであるが、同制度を維持しておく根拠に乏しく、制度の撤廃が必要と思われる。</p> <p>【提案理由】 平成13年に公取委が「再販廃止は国民的合意が形成されてない。当面制度の存置が相当」との通知を出して以来、相当の期間が経過している。以後、DVD、電子書籍、プリントオンデマンドなどの新たな媒体が非再販商品として登場しているが、「文化が退廃する」というような事態にはなっていない。新聞が対象となっているために政治的に取り組みにくい制度であるからこそ、規制改革会議で取り上げていただきたい。</p>	民間企業個人	公正取引委員会

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
83	3月22日	5月2日	通信販売酒類 小売業免許の 需給調整要件 の撤廃	<p>【具体的内容】 酒税法法令解釈通達によって、「通信販売酒類小売業免許は、販売しようとする酒類の範囲が、カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、すべて3,000キロリットル未満である製造者が製造、販売する酒類又は輸入酒類である場合には免許を付与等する。」とされているが、これはいわゆるナショナルブランドの種類は通販販売では取り扱えないことを意味するので、撤廃すべき。</p> <p>【提案理由】 従来から酒類小売業免許を取得している事業者は、かかる通信販売の制限はなく、それによって酒類小売事業の市場セグメントに悪影響が生じているという事実に乏しい。酒類の販売が、小さな酒店から大規模スーパーマーケットやディスカウントストアに移行している現状下で、かかる通信販売の需給調整条項が酒税法10条11項に照らして適切であるのかどうか、あらためて公正に審議することが必要と思われる。</p>	民間企業	財務省
84	3月22日	5月2日	クラウドメディア サービスの実 現	<p>【具体的内容】 米国では、個人が合法的に所有する音楽を当該本人のみが利用できるクラウドコンピューティング上に保管、視聴するいわゆるクラウドメディアサービスが商業的に行われている。米国民と同様のサービスが日本の利用者也受けられるように、著作権法上の問題点を精査の上、所要の対応を図ることが必要である。</p> <p>【提案理由】 近年、事業者の複製・公衆送信の主体性を認める判決が相次いでおり(MYUTA、まねきTV、ロクラクII)、事業者が法的リスクを背負ってクラウドメディアサービスを開始することは躊躇せざるを得ない状況にある。また、著作権法30条1項1号の自動複製機器に係る経過措置は、文書・図画の複製についてのみ記載がされており、利用者本人しか利用できないクラウド上に音楽を保管、視聴することが認められているとは言い難い状況にあり、利用者にとっての法的リスクも高い。文化庁著作権審議会法制問題小委員会では差止請求の対象となる間接行為者の整理を時間をかけて行われているが、米国のようなクラウドメディアサービスの実現の可否につながるような審議が行われているとは言い難い。</p>	民間企業	文部科学省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
85	3月22日	7月9日	総量規制撤廃 (貸金業法)	<p>【具体的内容】 総量規制撤廃(貸金業法)をお願いしたい。個人消費の増加による経済効果や、個人の家計のゆとりある計画性、中小企業の経営安定化など。それらによる波及効果として税収増、雇用拡大、賃金アップも見込まれる。</p> <p>【提案理由】 貸金業法にて、年収の1/3以上の借入れが出来ない総量規制が行われているが、借入れ限度額の年収の1/3自体も根拠が無く、貸し渋りや、借入れ先が無く破産や債務整理、中には自殺などの問題などもあり、闇金の増加、最近では手口も巧妙になり、クレジットカードの現金化、携帯電話の買い取り、通帳の現金化など、実際の借入れ取り立ても表に問題化しない様になってきている。 又、反対に弁護士によるトラブルなども多数あり、消費者金融と組んで、ネットを利用して借入れ希望の客に来店して頂けるなら借入れを許可しますと呼び出し、来店した客に債務整理を勧め弁護士を紹介するなどの問題など、貸金業法改正による問題は様々ある。 しかし、総量規制撤廃(貸金業法)して頂きたい根本は、個人の消費の促進、経済状況を変える事と、個人の家計にゆとりと計画性を持たせる事、中小企業の経営などがある。</p>	個人	法消金 務費融 省者庁 庁
86	3月23日	7月9日	消費者金融金利制限の撤廃 について	<p>消費者金融金利を上限18%に制限していますが、これはそういう理由でなのか？ 払いすぎの金利を取り戻そうと弁護士事務所のコマーシャルを盛んにやっているが、彼らの手数料は20%しかも短時間こちらを規制すべき。これでは自由な競争は育まれない。諸外国の事例でも金利の制限をしている国は少ない。確か韓国は50%程度の金利と思う。総量規制(年収の二分の一以下)はまさしく愚の骨頂、だれが何に使おうと余計なお世話。そんなに心配ならパチンコ屋の出店規制をすればいい・・・と思う。善処を希望する。</p>	個人	法消金 務費融 省者庁 庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
87	3月24日	5月2日	保険 銀行 証券の本体での参入を、認めて欲しい。	<p>【具体的内容】 保険 銀行 証券の本体での参入を、認めて欲しい。 どういう事かと言うと、例えば生命保険会社が、損害保険に参入する。または銀行が保険に参入する時は、子会社を作らないと、いけないのである。 欧州ではそんな規制は、10年以上前からない。 銀行証券保険が自由に経営出来れば、ドイツ銀行 HSBC クレディスイス USB アリアンツ アクサ ゼネラルの様な、世界に通用する総合金融機関が、日本から誕生する。 いまのまま小さく分割されていると、アジアの金融を中国などに、全て持っていかれる。自由化が遅すぎる。</p> <p>【提案理由】 例えば生命保険会社が、損害保険に参入する。または銀行が保険に参入する時は、子会社を作らないと、いけないので、世界に通用する総合金融機関が、日本から誕生しないのである。 いまのまま小さく分割されていると、アジアの金融を中国などに、全て持っていかれる。自由化が遅すぎる。</p>	個人	金融庁
88	3月24日	7月9日	情報システムの政府調達における技術者要件の厳格化	<p>情報システムの政府調達においては2007年3月1日「情報システムに係る政府調達の基本指針」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000070266.pdfが策定されている。 この指針(別紙4)において、情報システムに係る工程ごとの人材に関する要求要件が「参考」として定められている。これを資格要件として「参考」から本則に格上げし、厳格適用することで、入札業者の適切な成果を確実化させる。</p>	個人	総務省 内閣官房
89	3月25日	5月2日	太陽光発電の有効活用	<p>【具体的内容】 同じ敷地に、賃貸アパートがあるのだが、その太陽光発電の電気が70m離れた自宅の電気として自家消費に活用しようとしたところ、電気法？で電線を張ってはいけなく使えない。オール電化の自宅なので不効率である。</p> <p>【提案理由】 発電量は、17.5kw位なので、自宅の電力(店舗併用住宅)位ではないかと思う。今後、電気料の値上げも予想され、はたまた、10年前に地球温暖化の原因の二酸化炭素の減量と年寄りの火災防止で設置したのにたまらない。電力の使用方法の自由化を検討して貰いたい。</p>	鈴木規之税 理士事務所	経済産業省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
90	3月25日	7月9日	用途地域区分の 細分化について	<p>【具体的内容】 殆ど全ての土地には用途地域ごとに建設可能な建物が決められている。しかし、未だに多くの土地が放置されて使用されることが残っている。その大部分は住居地域と定められ住居以外の建物は建設できない。私は水泳教室を開いているが、プールは【水泳場】という括りの中に入っており、水泳教室を運営するだけの小さなプールも国際的な大会の出来る大きなものも、一般開放するレジャー用の大プールも同じ区分に入っている。小さな子供やお年寄りの方が気軽に水泳を楽しめる住居の近くで水泳教室が開けたら助かると思う。この用途制限は、各行政の判断によって変更するとは出来るとなっているが、各行政が腰を上げないケースが多い。国の判断としてもう少し細分化出来るのではないかと考える。</p> <p>【提案理由】 身近でプールを使用できるメリットは。(1)住居からあまり離れていない場所にプールがあるといい。(2)室内プールは騒音が外に漏れない。(3)25mプールが一面で、100名以上が同時に運動が出来る効率のいい運動施設である。(4)小さい子や身体の弱い人、身障者の方、中高年の方が歩いて通える場所に泳げる施設があることは生活を豊かにすると思う。(5)運動不足から起きる病気は、ことのほか多いと言われている。医療 費の削減が言われているが、それに貢献出来るのである。(6)最近の環境を考えると、屋外での運動が制限されそうである。健康の為に、室内温水プールは重宝する。(7)プールでの水泳は個人で楽しむのに適している。一人でも自由に泳ぐことが出来る。遠くの施設ではなく気軽に泳げる施設は高齢者への助けにもなる。(8)水泳は乳幼児から老人までの全ての年齢層に適した運動である。このような理由から、施設の規模や、室内屋外の違いや使用する対象によって【水泳場】の建物用途制限を見直して欲しいと考えている。いつになったら建てられるかはっきりしない空き地を長い年月に渡って放置しないで可能ならば有効に利用した方がいいのではないかと考える。</p>	民間団体	国土交通省
91	3月25日	5月2日	建築基準法改正、道路幅員の容積緩和、道路幅員による高さ斜線規制	<p>【具体的内容】 現在商業地区に於いても、仮に6M道路の場合360%しか建たない、又6M道路の場合係数1.5倍となり9m以上はセットバックされる。それゆえ先が尖った見苦しいビルが林立している、このような規制は海外では考えられない。(9mの場合3階以上は係数により斜めに後退する) この規制により、容積が使へないばかりか、建築費も高くなる。(結果として非常に少ない容積となる)</p> <p>【提案理由】 前述のように非常にくだらない規制がいまだにある。先日発表されたように、昭和56以前の旧耐震ビルが40%以上あり、期間限定で規制改革を(仮に10年程度)で行なえば、税金を使わず、民間投資が画期的に増える。建て替えにより、新耐震基準の建物に代わる。銀行も安定的な貸し先となる、マンション、事務所等の一人当たりの占有面積が増える、景観がよくなる等数え切れないメリットが考えられる。 設計関係、建築関係、デベロッパー、ユーザー、関係メーカー、ビルオーナー、など切望している方は大勢いる。なぜこんな簡単なことが出来ないか不思議でならない。この規制の見直しにより、全国商業地域において数十万件の需要が喚起されるだろう。</p>	(株)アンビ ス	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
92	3月26日	5月2日	ユニバーサルデザインの観光地づくり。	<p>【具体的内容】 障害者(特に車椅子利用者)の旅行環境改善のために以下の提案をする。 (1)白ナンバーでの車輛(特にリフト付車輛)を、観光にも利用できるよう規正緩和を望む。</p> <p>【提案理由】 北海道、摩周湖の近くでユニバーサルデザインのホテル「ピュア・フィールド風曜日」を経営している。私どものホテルを中心に地元のボランティアの仲間達と一緒に弟子屈ユニバーサルデザインプラザを立ち上げ、障害者・高齢者にも優しい観光づくりを目指して、様々な活動を行っている。現在、一番困難な課題は、観光客の移動手段である。列車やバス等の公共交通機関は過疎化と共に縮小され、なおかつバリアフリー化はまったく進んでいない。広大な土地を移動する為、観光地としての移動手段は車が主流となっている。ところが、特に車いす利用者にとってはリフトつき車輛が必要だが、当地(弟子屈町)にはレンタカーや、介護タクシーもないのが現状である。以前、福祉タクシーの会社を設立しようとしたが、維持できるだけの需要もなく、現在に至っている。そこで具体的提案にもあるとおり、白ナンバーでの車輛(特にリフト付車輛)を、観光にも利用できるよう規正緩和を望む次第である。</p>	(有)風曜日 (かぜようび)	国土交通省
93	3月28日	5月2日	大学都心回帰に係る校舎建て替えの容積率緩和	<p>【具体的内容】 東京都23区内(例:市ヶ谷)において、大学が校舎建て替えを行う場合、30階建以上の高層化ができるよう、当該校舎の容積率を大幅に緩和する。</p> <p>【提案理由】 リカレント教育の拡充や大学の都心回帰にあたって、大学は今、校舎建て替え及びその高層化を行いつつ、都心回帰を進めている。その際、建て替え校舎の容積率の制限が、都心回帰を抑制し、日本経済の活性化を妨げている。実際、法政大学の55年館・58年館の建て替えでは、その高層化にあたって、容積率の上限が障害になっているとの話がある。日本が今後のグローバル経済を勝ち抜くためには、大学が都心回帰を進め、経済学部や経営学部といった文系学部が、都心に近い場所で、産業セクターと連携しつつ、学生の人的資本を向上させていくことが不可欠である。</p>	個人	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
94	3月28日	5月2日	タクシー運賃審査における審査基準のあり方について	<p>【具体的内容】 平成21年10月「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が施行され、それに伴い運賃の審査が厳格化され、その運賃審査基準として国土交通省より「通達 最終改正平成22年「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の認可基準について」が発出されたが、この通達の内容は平成14年に制定された、初乗り運賃値上げ算定の計算の基準を流用している。(ほんの一部改正されたのみで運賃値上げの為の基準である)よって貴会議の行っておられる通達による規制の撤廃に賛成である。</p> <p>【提案理由】 通達の内容は、標準能率事業者(1車2人制の隔日勤務会社)30社以下(初乗運賃660円の会社であり原価が高い会社)を抽出しその標準能率事業者の原価(一部を除く)を適正な原価とみなして、高い運賃を設定する際の有利な計算をするようになっている。(企業努力等は加味しない)。このような通達の計算基準が、タクシー特措法の本来の目的に合致しているとは思えない。特措法の目的である適正化及び活性化を図るならば、自動認可運賃の下限を下回る運賃(下限割れ運賃)の認可に関する審査をする際の計算基準については、初乗運賃値上げ算定の計算の基準であるその通達により計算するのではなく、個々の事業者ごとに、個々の企業努力を認めることにより、より低廉な運賃を利用者(消費者)に提供して利用者に利益還元をし、需要を蜂起することによって活性化が図られると思う。この通達の弊害例として、企業努力によりHV(ハイブリッド車)を導入することにより修繕費の削減をしている会社の努力は認められず、修繕費は標準能率事業者の修繕費を計上され原価を上げられる。また、代表取締役が運行管理業務を行い、運行管理業務部分を運行管理費用として技巧賃金に計上しても認められず役員報酬に計上され、減少した技巧賃金は認められず、標準能率事業者の技巧賃金を計上される、いわゆる二重計上の原価計算をされ原価が増加し運賃に転嫁される。この通達の計算は机上計算にすぎず、市場経済の原理を加味していないものである。経済市場は需要と供給のバランスによりその価格は決定されるものであり、その価格を規制によって決めるべきではないと思う。よってこの通達の撤廃を求めると同時に、通達による行政指導には断固反対する。</p>	ワンコインタクシー協会	国土交通省
95	4月1日	5月2日	教育情報化の推進に関する制度見直し等	<p>【具体的内容】 1) 学校内のサーバに映像コンテンツ等を蓄積することが許容されていない現行制度(著作権法第35条)の見直し。 2) 教科書は紙ベースの「教科用図書」のみ認められている(学校教育法第34条)。電子教科書も「教科用図書」と位置づけ、無償配布を可能とする仕組みとすること。 3) 小中学校は対面指導が原則(学校教育法施行規則第24条および第25条)。長期療養児童生徒、遠隔地在住者など、遠隔教育を通信制義務教育として認めること。</p> <p>【提案理由】 教育の情報化を推進するためには予算措置のみでなく、制度見直し等も必要であるため。</p>	融合研究所	文部科学省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
96	4月1日	7月9日	自治体データの 庁外持ち出し に関する見直し	<p>【具体的内容】 住民情報を含むデータ(税、国保、年金など)について、自治体の電算規則(戸籍法第8条に準じたデータ保管に関する規定)により、庁舎外に持ち出すことを禁じている自治体の規程を見直すこと。</p> <p>【提案理由】 クラウドの利活用を推進するためには、クラウドサービスの実態に合わせた制度見直しが必要であるため。</p>	融合研究所	総務省
97	4月1日	5月2日	金融機関のクラウド 活用に関する 基準や要件 の見直し	<p>【具体的内容】 金融庁の定める指針・基準により、金融機関には自社の利用するコンピュータシステムの定期的な監査が義務づけられているが、民間クラウド事業者のデータセンタへの立ち入りはセキュリティ確保の観点から制限されていることが一般的であるため、この指針・基準の見直しが必要。</p> <p>【提案理由】 クラウドの利活用を推進するためには、クラウドサービスの実態に合わせた制度見直しが必要であるため。</p>	融合研究所	金融庁
98	4月7日	5月2日	個人情報保護 法 金融庁ガイド ライン第6条 機微(センシ ティブ)情報 について	<p>本ガイドラインに沿った運用として、金融機関ではお客さま提出資料の機微情報部分を、黒塗りにし切り取り作業を強いられており、自主検査でのチェック人員も置くなど、極めて非効率な状態となっている。</p> <p>機微情報については、お客さまご自身が、お客さまご自身の判断で、取得されたくない部分は切り取る等していただくよう、改正をお願いしたい。</p>	個人	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
99	4月8日	5月2日	機関投資家による、議決権行使結果開示の義務化	<p><要望> 議決権行使結果の開示は、上場会社だけでなく、機関投資家(実質株主)にも義務化する。 ・個々の機関投資家が、個別の銘柄について、議決権行使結果を開示する方向で、段階的にルール整備を推進する。 ・検討体制や、スケジュール等についても、お示し頂きたい。</p> <p><理由> 上場会社には株主総会の議決権行使結果の開示が義務付けられている。 この主旨は、株主意思の明確化による経営陣への牽制効果と、議決権行使を通じた株主との対話(コミュニケーション)の端緒とすることと理解している。 しかし、個々の機関投資家の議決権行使結果は、株主名簿上の名義であるカストディアンになっている為、実際に議決権行使の指図権のある実質株主が、どのような議決権を行使したかが発行会社からは把握できず、株主との対話には繋がりが得ない。 2011年 国民の声に本要望を提出した際、「機関投資家が実際の議決権行使結果を公表することは、機関投資家が適切に議決権を行使しているか否かについての可視性を高めるとの効果が期待され、各機関投資家においては、議決権行使を通じたガバナンスの一層の向上を図る観点から、議決権行使を整理・集計の上公表することについて、多くの業界において業界ルール等の整備が一昨年行われた。これらの業界ルール等の整備を見極めつつ、なお幅広い観点から議論される必要があると考える」との省庁回答を得た。 投資における実質株主の可視化について、姿の見えない株主の議決権行使を株式の発行会社側で集計するだけでは意味がなく、議決権行使だけでなく、どこにどのような投資をしているかの実質株主の開示によって公正な競争の出来る対話型資本市場と言えるようになるために、本件が議論される体制や検討スケジュール等について、お示し頂きたい。</p> <p><効果> 実効性を伴った形での、上場会社と機関投資家間でのコミュニケーションが促進される。</p>	民間企業	金融庁
100	4月8日	7月9日	大量保有報告書提出義務の見直し	<p>発行者側の意思決定による、受動的な取引(株式交換、株式移転、株式併合、株式分割等)における、大量保有報告書(変更報告書)の提出期限を緩和する。(5日⇒1ヶ月程度) また、このようなケースでは、事前に発行者側から当該株主に対して通知等を行う仕組みを整備する。</p>	民間企業	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
101	4月8日	5月2日	有害物質の水質測定義務の見直し	<p><要望> 有害物質の水質測定に関して、全国一律の測定義務規定を見直し、有害物質を使用していないことが証明できる特定施設に関しては、有害物質の水質測定を免除する。</p> <p><理由> 特定施設がある事業所は、1週間に1度の頻度で、34項目にもわたる有害物質についての水質測定が義務化されている。例え、事業所が有害物質を明確に扱っていない場合でも、測定義務があり、不合理な作業と5年間のデータ保管業務が発生する。</p> <p><効果> 測定における、コスト・工数の低減。</p>	民間企業	国土交通省
102	4月8日	7月9日	浄化槽の法定点検義務の免除	<p><要望> 排水経路の最下流に浄化設備を設置して、水質担保が出来ている場合は、特例として、浄化槽の法定点検を免除する。</p> <p><理由> 浄化槽は、年1回の法定点検義務がある。しかし、大規模事業所においては、敷地外への排水は、排水経路の最下流の浄化設備で適正な処理を行い排水しており、水質の担保が図られている為、上流の浄化槽の法定点検は、環境上影響の無い、過剰な措置となっている。</p> <p><効果> 点検におけるコスト・工数の低減。</p>	民間企業	環境省
103	4月8日	5月2日	低濃度(微量)PCB汚染廃電気機器処理の環境整備	<p><要望> 全ての事業者が法律期間内に処理が行えるよう、処理施設側の受け入れ体制を整備する。また、焼却処理以外の処理方法(溶剤等でのフラッシング)を確立し、容認する。</p> <p><理由> 電気の変圧器の絶縁油等に使用されていたPCB廃電気機器は、有害物質(発がん性物質)として、昭和40年代に使用禁止となり、平成39年3月31日迄に処理することが義務付けられている。低濃度PCB汚染物の絶縁油に関しては、全国で数ヶ所の処理施設で対応しており、トランス・コンデンサ等の筐体(箱もの)の処理は、施設不足が否めない。中でも、大型筐体(重量10t以上)の処理施設は存在していない。また、現在は焼却処理が求められるが、100トン近い大型筐体等は運搬も出来ず、物理的に対応が困難であり、今後も処理が進まない可能性大。</p> <p><効果> 法律期間内迄の、有害物質の適切な処理の完了。</p>	民間企業	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
104	4月8日	7月9日	PCB汚染廃電気機器(蛍光灯安定器)処理の環境整備	<p><要望> 越境処理の許可又は、各事業所に処理施設を設置する。 また、処理施設の設置促進のために、処理事業者の民間開放も検討する。</p> <p><理由> 蛍光灯安定器の処理は、国に認定されている日本環境安全事業株式会社(JESCO)しか行えない。JESCO事業所は全国に5ヶ所あるが、地域に応じて所管の事業所が決まっており、越境処理は容認されていない。 現在は、九州事業所のみしか処理対応が出来ず、それ以外の地域(東京・愛知・大阪、北海道)の事業者は処理が行えない。</p> <p><効果> 法律期間内迄の、有害物質の適切な処理の完了。</p>	民間企業	環境省
105	4月8日	5月2日	温室効果ガス排出量算出における、集計単位(年・年度)の統一	<p><要望> 集計単位(年・年度)を統一させる。</p> <p><理由> 温室効果ガス排出量算出において、CO2、CH4、N2Oは、4-3月まとめ(年度)、HFC、PFC、SF6は1-12月まとめ(暦年)、となっており、同じ報告書内で集計範囲が異なる。 遵法の観点では、間違いが起こりやすく、帳票を個別に作成せねばならない等、企業にとって、余計な工数が発生している。</p> <p><効果> 集計の手間低減。</p>	民間企業	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
106	4月8日	5月2日	牧草・わらの輸入要件の緩和	<p><要望> インドネシアからの牧草・わらの輸入を容認する。</p> <p><理由> インドネシアで生産された牧草・わら類をバイオマス資源として輸入し、燃料または燃料用原料にする事業を検討している。本事業は、我が国の工業技術を活用し、再生可能エネルギーの生産・普及を行い、CO2等温室効果ガス削減の一層の推進により、循環型社会の構築に寄与するものである。 しかし、インドネシアからの牧草・わらの輸入は原則禁止の為、燃料用として輸入する場合は、農林水産大臣指定の処理施設で一定の加熱処理を行い、輸出国政府機関が発行する検査証明書が必要となる。また、輸入後も、国内での厳格な管理が必要な為、事業化の見込みが立っていない状況にある。 なお、インドネシアに関しては、国際獣疫事務局(OIE)によって、口蹄疫清浄国、かつ牛疫・アフリカ豚コレラの非発生地域に指定されている。</p>	民間企業	農林水産省
107	4月9日	5月2日	メガソーラー発電所設置に関する林地開発の取り扱い	<p>メガソーラー発電所設置に関して、現在、都市計画法に関しては、一定の工事を行わない限り開発許可不要となっている。しかしながら、森林法5条の民有林を伐採するにあたっては、同様の手続きである林地開発許可が必須となっている。技術的な内容や近隣の同意など、両社はほぼ同様の内容である。</p>	民間企業	農林水産省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
108	4月9日	5月2日	タクシー250キロ規制の見直しと高速走行規制の撤廃	平成21年10月に「タクシー特別措置法」が施行され、タクシー乗務員の労働環境の改善目的で翌年1月1日より日勤乗務員の最高乗務距離が近畿指定地域では250kmと定められた。本来この最高乗務距離規制は、輸送の安全と乗務員の過労防止という観点から施行された規制であるが、大阪市域の規制が他の地域と比べて極端に短く設定されている。その結果労働時間があるのに営業できないケースが多く発生し、売上・賃金の減収となり経営を圧迫している。このような現状から250km規制の見直し及び高速走行規制の撤廃を強く求める。この最高乗務距離規制は近畿運輸局が250kmと全国で最も短く設定されており、他の地域が高速走行距離を除外しているのに対して近畿の場合は50kmを超えて初めて距離除外の対象となっている。大阪市域の場合は高速利用距離の90%以上が50km未満の距離であり全て乗務距離に加算される。この規制の根拠となるデータは近畿運輸局が一方向的に集めたという結果に過ぎず、データそのものの根拠は何ら示されていない。近畿運輸局が1日250km走行規制をするため「後付計算」であって公正で客観的な計算方法とは言えない。これはまさしく低額運賃(ワンコインタクシーの大半が日勤乗務)の排除を目的とした規制であり利用者の事情など具体的な検討など全く見られない。その結果長距離の依頼を受けても営業できなものが現状である。具体的には関西空港に2回往復した場合などは、その時点で最高乗務距離が250km近くとなり、出庫してからわずか4時間あまりで仕事ができなくなり、営業所に帰ってくるケースもある。乗務員にすれば本来まだ乗務できる時間なのに仕事をしなくても出来ない現実があり国民の働く権利を侵害されている。2012年4月29日関越自動車道で発生した高速ツアーバスの事故で国土交通省は野放し状態であったツアーバスに対して、専門家による「高速ツアーバス等過労運転防止検討会」を設置しこの程、最終報告書が示され了承された。その新基準では最高乗務距離はお客を乗せてから昼間で500km夜間400kmとの新基準となった。これと比較しても営業所を出て帰ってくるまでの全走行が含まれる250kmのタクシー規制とは明らかに違う。近畿運輸局が何の根拠もなく決めたこのような規制は断固撤廃して下さい。	ワンコイン ドーム(株)	国土交通省
109	4月10日	7月9日	リスクファイナンスの規制改革について	<ul style="list-style-type: none"> ①証券市場活性化のための日本版JOBS法の導入 小型ベンチャー企業の資金調達を容易にし、内部統制や開示を見直し、IPO維持費用の削減を目指す。 ②投資ファンド多様化のための日本版エリサ法の導入 ベンチャーへの投資を可能にしたエリサ法を導入し、長期安定投資の運用を、多額の長期安定資金を必要とする高付加価値型ベンチャー企業の創業を資金面で支援する。 ③エンジェル・ファンド組成の制度化 エンジェル税制の使い勝手をよくし、ベンチャーに貢献したい個人と適時適応に資金調達をしたいベンチャーをつなぐためにエンジェル・ファンドを制度化する。 	民間団体	経厚金 済生融 産労庁 業働省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
110	4月11日	5月2日	二輪自動車から側車付き二輪自動車への改造について	<p>二輪自動車から側車付き二輪自動車への改造時、二輪自動車の制動装置の技術基準に適合しているデーターの提出を求められてる。下記理由にて、改造時の審査は二輪自動車の制動装置の技術基準に適合しているデーターの提出は不要とし、継続検査及び構造等変更検査等による検査のみとして頂きたい。(1)改造自動車の届出先及び添付資料等一覧表(5-1(7)関係)に依ると「二輪自動車から側車付き二輪自動車に変更を行うもの」の制動能力計算書の添付書類は「駐車ブレーキのみ」となっており、二輪自動車の制動装置の技術基準に適合しているデーターの提出は求められていない。(2)使用過程において制動装置は制動方式を変更しない限り、部品の変更は自由であり(改造自動車としての申請は必要はない)、二輪自動車の制動装置の技術基準に適合している時の状態の維持を求められていない。使用過程においては継続検査及び構造等変更検査等による検査の基準に適合していれば良い事になっている。(3)二輪自動車の制動装置の試験費用は大変高額で有り、消費者に掛かる負担が大変大きい。試験機関に問い合わせたところ下記の様な回答でした。「二輪車の制動試験の費用についてですが、試験項目によって異なってきますが、約80万円～120万円ぐらいで行っておりますが、内容によっては、190万円ほどかかる場合もございます。」という事でした。その他費用も含めると一台試験するのに200万円以上掛かってしまう事も有り試験費用が余りにも高額で有り、一般消費者に係る負担が大変大きい。(4)二輪自動車の制動装置の試験の危険性が大変高く安全性に問題がある。試験は受験者が乗車し行なうが、高速での急制動、車輪ロック試験、フェード試験等、危険性が高くプロライダーではない一般市民がこの試験を受けることになり大変危険である。以上の理由にて、二輪自動車から側車付き二輪自動車への改造する場合受験時高額で危険な、二輪自動車の制動装置の試験データーは不要とし継続検査及び構造等変更検査等による検査の基準に適合してることとして頂きたい。</p>	(有) コロフィー	国土交通省
111	4月12日	5月2日	小水力発電設備における保安監督業務の委託に係る到達時間要件の緩和	<p>電気事業法施行規則第52条2項により保安監督業務の委託契約を締結することにより、電気主任技術者を選任しないことができる要件として、「委託契約の相手方の主たる連絡場所が当該事業場に2時間以内に到達し得る場所にあること」が求められている。小水力発電設備は、しばしば都市部から離れた地域に設置されるため、保安監督業務を委託できる事業者が「2時間以内に到達し得る」場所に存在しない場合もある。このような地域では自社社員である電気主任技術者を追加で選任しなければならず、特に小規模な施設では採算性の確保が困難になっている。このため、小水力発電設備における保安監督業務の委託に関して、上記の「2時間以内に到達し得る場所にあること」との要件の緩和を検討願いたい。</p>	民間企業	経済産業省
112	4月12日	5月2日	電気主任技術者許可選任での許可要件について運用解釈の緩和	<p>電気主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、「その申請が各要件に適合し、かつ、電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。」とあるが、地方産業保安監督部によっては「選任した主任技術者を事業場に常時勤務すること」が許可選任要件として求められ、随時監視制御方式、随時巡回制御方式での運用も認めていないのが現状。ついては、小水力発電設備に関して、電気主任技術者許可選任は許可要件となる事業場の規模も小さい事から、随時巡回制御方式で運用を可能とする事について検討をお願いしたい。</p>	民間企業	経済産業省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
113	4月12日	5月2日	小水力発電設備における保安監督業務の委託に係る出力制限の緩和	電気事業法施行規則第52条2項により保安監督業務の委託契約を締結することにより、電気主任技術者を選任しないことができる事業場は、水力発電所の場合、出力1,000kw未満のものに限られている(但し、平成25年6月末までに出力2,000kw未満まで引上げ予定)。このため、固定価格買取制度の対象とされている1,000kw以上30,000kw未満の水力発電所については自社社員である電気主任技術者を選任しなければならず、採算性の確保が難しい場合が生じている。ついては、小水力発電設備に関して、固定価格買取制度の対象である1,000kw以上30,000kw未満の水力発電所においても、保安監督業務の委託を可能とすることについて検討願いたい。	民間企業	経済産業省
114	4月12日	5月2日	タンクシステム台車による充填機能確認の容認	<p><要望> 車両の中の、充填に関わるタンクシステム部分のみを切り出し台車に搭載した、タンクシステム台車での充填機能を確認出来るようにする。</p> <p><理由> 現状は車両以外での充填行為は認められていない。完成検査に車両が必要というステーションとしての問題がある一方で、市場の様々なステーションとセットでの開発が必要な自動車側にも以下の課題がある。市販前車両においては、限られた試作車台数、コスト、機密等の関係で、社外ステーションへの試作車の持ち出しや運用は容易ではなく、車両を市販する前に、各社の様々な水素ステーションとの組み合わせで充填機能確認を行うことが困難。また、現在の水素ステーション技術は発展途上であり、安全は確保されていても、車両タンクシステムとの組み合わせでの充てん機能確認は、前記の状況からステーション側としても経験が限られ、商用営業に向けた運用熟成においても不安が大きい。</p> <p><効果> 上記にあげた課題克服が容易となり、車両と水素ステーション双方の充てん品質熟成を通じて、お客様に迷惑をかけないスムーズな商用営業運用に繋がる。</p>	民間企業	経済産業省
115	4月12日	5月2日	マンション内の普通充電器整備	<p><要望> 普通充電器についても急速充電器同様、複数契約、複数引き込みを可能とする。(普通充電器の電気料金契約を他の電気料金契約と分けて結ぶことを可能にする。)</p> <p><理由> マンション共用部(1敷地)に対しては、1電力契約しか認められていないため、普通充電器の電気料金についても、共用部の電気料金と分けることが出来ず、以下のような課題あり。(1)普通充電器の設置・利用により管理組合が負担する共用部の電気料金が上昇するため、管理組合の納得を得ることが難しい。(2)普通充電器による電気料金を把握することができず、利用者から正確な料金を徴収することが困難。</p> <p><効果> マンションへの充電器設置のハードルが下がり、環境対応自動車の一層の普及が見込める。また、コンビニ等の商業施設、個人敷地等を活用した充電器設置ビジネス等の新産業の創出を図ることができる。</p>	民間企業	経済産業省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
116	4月12日	5月2日	A/C新冷媒の高圧ガス保安法の適用除外	<p><要望>実験データ等も踏まえ、カーエアコン用の新冷媒HFO-1234yf用の回収・充填装置は、「高圧ガス保安法」の適用除外とする。</p> <p><理由>カーエアコンに使用している冷媒は、地球温暖化に与える影響が大きいことから、影響が小さい新冷媒として、HFO-1234yfを検討している。しかし、HFO-1234yfは「可燃性ガス」に分類されるため、販売店の整備工場および回収・充てん機について、高圧ガス保安法に則り、厳しい規制が適用される。<例>・第一種(または二種製造者)として都道府県知事の許可(また届出)・HFO-1234yf取扱いの為の販売店設備投資、-専用充填・回収機器の新規配備(100~150万円/台)、-作業場の改修工事(防爆隔離壁設置+換気ダクト、ピット改造等の滞留防止工事)(100~300万円)、-冷媒保管庫(少量危険物届出)の設置(100~200万円)等、現行法規では、整備工場および回収・充てん機の導入が困難であるため、自工会が中心となり、国の委託事業(高効率ノンフロン型空調機器技術の開発)を活用した可燃性実験を実施中である。(低リスクの結果が得られる見込み)</p> <p><効果>地球温暖化への影響を抑制する、新冷媒HFO-1234yfの、円滑な導入を可能とする。</p>	民間企業	経済産業省
117	4月12日	7月9日	アイドリング規制条例	<p><要望>国として、アイドリングストップに関するガイドラインを整備する。特に、アイドリングストップ除外要件(非常時、用途)を明確にすることで、PHV/HVによるV2L、非常用V2Hにおいて、エンジンをONにすることを明確に認める。</p> <p><理由>各自治体毎にアイドリングストップ条例が設定されている。この為、停車中の車両からの電力供給が自治体によっては対応出来ず、アイドリングストップ条例を定める自治体に対しては、PRが難しい。また、一企業が、個々の自治体と交渉することは、負担が大きい。</p> <p><効果>V2L、非常用V2Hの普及を促進する。</p>	民間企業	国 経済 交通 産業 省
118	4月12日	5月2日	独占禁止法第11条に基づく銀行の議決権保有規制の対象から信託勘定を除外すること	<p>信託銀行が信託財産として所有する株式等に係る議決権について、独占禁止法第11条の適用対象から除外していただきたい。</p>	信託協会	公正 取引 委員会

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
118	4月12日	5月2日	独占禁止法第11条に基づく銀行の議決権保有規制の対象から信託勘定を除外すること	<p>【要望理由】(1)受託者の地位を利用した産業支配の恐れがないこと信託銀行は、信託業法第28条により、信託の本旨に従い、受益者のために忠実に、また、善良なる管理者の注意をもって、信託事務を処理しなければならないとされており、信託銀行に議決権の行使権限がある場合であっても、受託者として当該議決権を行使するに当たっては、信託銀行は信託の目的に従い受益者のために行使しなければならない。また、信託業法は、信託業法第28条に規定されている忠実義務や善管注意義務の具体的な行為規制を信託業法第29条に規定しており、信託銀行は、信託業法第29条により、信託財産に損害を与える条件での取引、信託の目的等に照らして不必要な取引、信託財産に関する情報を利用して自己や受益者以外の第三者の利益を図る目的をもって取引を行うこと等が禁止されている。信託業法に規定された受託者としての義務や行為規制の実効性を確保するために、信託会社等に関する総合的な監督指針では、信託銀行に対し、固有財産と信託財産双方を管理・運用している業務環境を踏まえた利益相反行為を防止する態勢を整備することを求めており、加えて、信託銀行が受益者の利益のために適正に議決権行使を行うために、信託検査マニュアルにおいて、信託業法の利益相反行為の禁止に係る具体的な規定として、「(5)議決権行使の管理」という項目を設けて、内部規程・業務細則が制定されているか、議決権行使に係る事跡が保存されているかを検査することとしている。以上から、信託銀行は、信託財産の運用部門と銀行勘定の運用部門とを分離することで情報を遮断し、信託財産の運用部門から独立した部門が、信託財産の運用部門が議決権行使を含む運用の判断プロセスの適切性を含め信託財産を信託約款等に則り適切に運用しているかについて定期的に検証する体制を整備しており、その体制の実効性は当局の監督、検査でもって担保されている。従って、信託銀行が受託者という地位を利用し、自己の目的のために議決権を行使することはできず、産業支配の懸念はない。尚、信託銀行は、信託協会の通達に基づき、信託財産として保有する議決権に係るガイドラインを策定し、ホームページ等で公表している。信託財産として保有する議決権については当該ガイドラインに基づき行使しており、議決権の行使結果についても公表していることから、議決権行使の透明性は図られている。</p>	信託協会	公正取引委員会

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
118	4月12日	5月2日	独占禁止法第11条に基づく銀行の議決権保有規制の対象から信託勘定を除外すること	(2)市場の競争を歪める行為が行われないこと。銀行は、銀行法第13条の2の規定により、銀行の特定関係者又は特定関係者の顧客に対して通常一般的な取引条件から優遇した条件で取引を行うことを禁止されており(アームズ・レングス・ルール)、また、銀行法第13条の3、銀行法施行規則第14条の11の3の規定により、自己の指定する業者と取引することを条件に信用供与を行うことや、優越的地位を濫用して顧客に不利益を与える行為等が禁止されている。受託者は、信託業法第29条により、信託財産に関する情報を利用して自己や受益者以外の者の利益を図る目的をもって取引を行うこと等が禁止されている。信託銀行は、法令遵守体制整備の観点から、当局の検査等により、上記に係る遵守体制構築及び法令違反行為がないかについて定期的にチェックを受けており、体制整備の実効性は当局の監督、検査でもって担保されている。従って、信託銀行は、銀行としても、受託者としても市場での競争を歪める行為を行うことが禁止されていることから、市場での競争原理は確保される。(3)投資が制限されること。信託銀行は、受託者として、市場収益率並みの収益率を獲得するために、インデックス運用というベンチマークに追随することを目的とした運用手法で、信託財産による株式の取得を機械的に行っている。特に市場の構成銘柄と同様のポートフォリオを構築するパッシブ運用の場合、受託者の裁量で一部銘柄を排除することができない。信託銀行が、銀行法第16条の3、第52条の24に基づき、銀行勘定及び信託勘定を合算して基準議決権数以下に抑えようとする場合、受託者責任の観点から、信託勘定で保有する株式を売却するという選択肢を取ることは難しく、銀行勘定で保有する株式を売却する必要性に迫られることとなり、信託銀行の投資行動を制限している。また、信託銀行が、受託者として運用効率を上げるために中小型株への投資を積極化しようとする、中小型株は時価総額が小さいため、保有比率が大きくなる可能性が高く、受益者のための利益極大化を図ることの障害ともなりかねない。		
			独占禁止法第11条に基づく銀行の議決権保有規制の対象から信託勘定を除外すること	(4)事務負担が重いこと。信託銀行は、銀行勘定及び信託勘定を合算した結果が株式等の保有に関する各種法令に抵触することを未然に防止するため、通常の銀行以上に株式等の取得のみならず管理に係る事務について信託勘定・銀行勘定をまたがって対応するための詳細な事務ルールを設定し、加えて、超過した買い付けを防止するシステムを構築する等により法令を遵守する体制を整備している。法令上、新たに取得する場合だけでなく、その株式発行会社の資本政策(自己株取得等)による保有割合変動も把握して対応することが必要であるため、日次で信託勘定・銀行勘定の部門間をまたがるチェックも必要となるなど、本件に係る事務を実施するための体制構築コスト並びに、システム構築コストは非常に大きな負担となっている。	信託協会	公正取引委員会
119	4月12日	5月2日	銀行法第16条の3(5%ルール)、同法第52条の24(15%ルール)の対象から信託勘定を除外すること	信託財産として所有する株式等に係る議決権について、銀行法第16条の3、第52条の24の適用対象から、除外していただきたい。	信託協会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
119	4月12日	5月2日	銀行法第16条の3(5%ルール)、同法第52条の24(15%ルール)の対象から信託勘定を除外すること	<p>【要望理由(詳細)】(1)信託勘定が銀行の健全性には影響を与えないこと。受託者は、信託法第34条により、信託財産と受託者の固有財産との分別管理義務が課せられており、信託銀行は、信託業法第28条第3項により、信託財産と固有財産とを分別管理するための体制を整備することが求められている。また、信託法第21条により、受託者が信託財産に属する財産をもって履行する債務が規定されており、信託法第22条には信託財産責任負担債務と受託者の固有財産とを相殺することができないことが規定されている。会社計算規則第3条には公正妥当と認められる企業会計基準及び会計慣行を斟酌しなければならないと規定されており、また、投資家に会社の財政状況と経営成績を適切に開示するという会計本来の目的から、信託銀行は、受益者のために保有している信託財産の状況を示す信託勘定について、銀行自身の財政状況・経営成績を示す銀行勘定とは独立したものとして経理処理を行っている。従って、元本補てん特約のある信託契約を除き、信託勘定が銀行の健全性に影響を与えることはない。(2)受託者の地位を利用した産業支配、他業禁止の逸脱、子会社範囲に関する規定の潜脱の恐れがないこと。信託銀行は、信託業法第28条により、信託の本旨に従い、受益者のために忠実に、また、善良なる管理者の注意をもって、信託事務を処理しなければならないとされており、信託銀行に議決権の行使権限がある場合であっても、受託者として当該議決権を行使するに当たっては、信託銀行は信託の目的に従い受益者のために行使しなければならない。また、信託業法は、信託業法第28条に規定されている忠実義務や善管注意義務の具体的な行為規制を信託業法第29条に規定しており、信託銀行は、信託業法第29条により、信託財産に損害を与える条件での取引、信託の目的等に照らして不必要な取引、信託財産に関する情報を利用して自己や受益者以外の第三者の利益を図る目的をもって取引を行うこと等が禁止されている。信託業法に規定された受託者としての義務や行為規制の実効性を確保するために、信託会社等に関する総合的な監督指針では、信託銀行に対し、固有財産と信託財産双方を管理・運用している業務環境を踏まえた利益相反行為を防止する態勢を整備することを求めており、加えて、信託銀行が受益者の利益のために適正に議決権行使を行うために、信託検査マニュアルにおいて、信託業法の利益相反行為の禁止に係る具体的な規定として、「(5)議決権行使の管理」という項目を設けて、内部規程・業務細則が制定されているか、議決権行使に係る事跡が保存されているかを検査することとしている。</p>	信託協会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
119	4月12日	5月2日	銀行法第16条の3(5%ルール)、同法第52条の24(15%ルール)の対象から信託勘定を除外すること	<p>以上から、信託銀行は、信託財産の運用部門と銀行勘定の運用部門とを分離することで情報を遮断し、信託財産の運用部門から独立した部門が、信託財産の運用部門が議決権行使を含む運用の判断プロセスの適切性を含め信託財産を信託約款等に則り適切に運用しているかについて定期的に検証する体制を整備しており、その体制の実効性は当局の監督、検査でもって担保されている。従って、信託銀行が受託者という地位を利用し、自己の目的のために議決権を行使することはできず、産業支配、他業禁止の逸脱、子会社範囲に関する規定の潜脱の懸念はない。尚、信託銀行は、信託協会の通達に基づき、信託財産として保有する議決権に係るガイドラインを策定し、ホームページ等で公表している。信託財産として保有する議決権については当該ガイドラインに基づき行使しており、議決権の行使結果についても公表していることから、議決権行使の透明性は図られている。(3)投資一任契約に基づき顧客のために行使する議決権や銀行の子会社である投資信託委託会社が指図を行う株式に係る議決権が適用対象ではないこと。銀行の子会社である投資運用業を行う金融商品取引業者が、投資一任契約に基づき顧客のために議決権を行使し又は議決権の行使について指図を行う株式等に係る議決権は、当該投資一任契約の財産の管理を親銀行が行っていた場合であっても、銀行法第16条の3、第52条の24で規定する子会社が取得し又は保有する議決権に含まれない。また、信託銀行が投資一任契約において顧客が有する株式等に係る議決権の行使又はその指図の委任を受けた場合であっても、顧客が有する株式等に係る議決権は信託兼営金融機関が取得又は保有する議決権に含まれない。さらに、銀行法施行規則第1条の3第2項により、投資信託委託会社が指図を行う株式に係る議決権が銀行法第2条第11項に規定されている委託者として行使する議決権から除かれていることから、銀行の子会社である投資信託委託会社が指図を行う株式等に係る議決権は、銀行法第16条の3、第52条の24で規定する子会社が取得し又は保有する議決権に含まれない。</p>	信託協会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
119	4月12日	5月2日	銀行法第16条の3(5%ルール)、同法第52条の24(15%ルール)の対象から信託勘定を除外すること	<p>これらは、議決権の行使の指図等が信託銀行や親銀行のためではなく、顧客の一般的利益を図るためにのみ行うものであるためと考えられるが、他方、信託財産の受託者である信託銀行も、受益者の利益を図るために議決権を行使しており、投資一任契約における信託兼営金融機関又は銀行子会社と同様である。(4)投資が制限されること。信託銀行は、受託者として、市場収益率並みの収益率を獲得するために、インデックス運用というベンチマークに追随することを目的とした運用手法で、信託財産による株式の取得を機械的に行っている。特に市場の構成銘柄と同様のポートフォリオを構築するパッシブ運用の場合、受託者の裁量で一部銘柄を排除することができない。信託銀行が、銀行法第16条の3、第52条の24に基づき、銀行勘定及び信託勘定を合算して基準議決権数以下に抑えようとする場合、受託者責任の観点から、信託勘定で保有する株式を売却するという選択肢を取ることは難しく、銀行勘定で保有する株式を売却する必要性に迫られることとなり、信託銀行の投資行動を制限している。また、信託銀行が、受託者として運用効率を上げるために中小型株への投資を積極化しようとする、中小型株は時価総額が小さいため、保有比率が大きくなる可能性が高く、受益者のための利益極大化を図ることの障害ともなりかねない。(5)事務負担が重いこと。信託銀行は、銀行勘定及び信託勘定を合算した結果が株式等の保有に関する各種法令に抵触することを未然に防止するため、通常の銀行以上に株式等の取得のみならず管理に係る事務について信託勘定・銀行勘定をまたがって対応するための詳細なルールを設定し、加えて超過した買い付けを防止するシステムを構築する等により、法令を遵守する体制を整備している。法令上、新たに取得する場合だけでなく、その株式発行会社の資本政策(自己株取得等)による保有割合変動も把握して対応することが必要であるため、日次で信託勘定・銀行勘定の部門間をまたがるチェックも必要となるなど、本件に係る事務を実施するための体制構築コスト並びに、システム構築コストは非常に大きな負荷となっている。</p>	信託協会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
120	4月12日	5月2日	顧客保護の観点より、「信託契約代理業」に係る規制を適正化すること	<p>・金融商品取引法施行後、信託契約代理店が受託者のために行う信託契約締結の代理・媒介については、「発行者」の違いによって、金融商品取引業とされる場合と信託契約代理業とされる場合があり、同じ類の商品でありながら適用される業法が異なっている。これによって、信託契約代理店や所属信託会社において実務上混乱が生じており、顧客保護上問題が生じる懸念がある。・かかる事態を回避するため、「信託契約代理業」と「金融商品取引業」の定義を早急に再整理いただきたい。</p> <p>【要望理由】</p> <p>・「発行者」とは金商法の公衆縦覧開示規制における概念であり、原則として開示すべき情報を保有する者がこれに該当するが、その利用形態が多岐にわたる信託について、信託契約の内容を勘案せずに、「発行者」(信託受益権の発行者は、受託者の運用裁量の有無や当初信託財産の態様等によって決まる。)の違いのみによって代理業務を金商業と信託契約代理業のいずれかに区分することは合理的ではない。例えば、年金信託や合同運用の金銭の信託では、経済実態がほとんど変わらない同じ類の商品であっても、金商法では自益信託か他益信託かの違いによって発行者が異なるため、顧客に全く関係のない理由によって「代理業務」に適用される業法が異なることとなったため、実務上の混乱が生じている。・例えば、当該代理業務が信託契約代理業に該当する場合は信託業法が適用され、信託契約代理店が説明することで信託業法上の説明義務が果たされるが、当該代理業務が金融商品取引業に該当する場合は金商法が適用され、代理店が委託者兼当初受益者に対して契約内容の説明を行ったとしても信託業法上の説明義務を果たしたものと看做されず、受託者に対する信託業法上の説明義務が除外されないため、過剰感のある規制となっている。・かかる制度は顧客にとっても難解なものであり、顧客保護の観点からも、「代理業務」の位置付けについて分かりやすい再整理を行う必要がある。・具体的には、(1)信託業法第2条第8項の括弧書の削除、及び(2)金商法定義府令第16条において、金商法第2条第8項第9号の有価証券の募集・私募の取扱いのうち、信託契約代理業(信託業法第2条第8項)に該当する行為を金融商品取引業から除く旨の規定追加、が考えられる。</p>	信託協会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
121	4月12日	5月2日	元本補填付金銭信託等を信託代理店で取扱う場合、信託代理店への金融商品取引法の適用を除外すること	<p>・信託代理店が信託契約の締結の代理又は媒介を行う際、受託者が受益権の発行者となる場合(金銭を信託財産とする自益信託)は、「信託契約代理業(信託業法第2条第8項)」には該当せず、金融商品取引法の規制を直接受ける。・金商法が準用されない「特定信託契約以外の信託契約(信託業法施行規則第30条の2各号)」については、信託代理店に対する金融商品取引法の適用を除外し、信託業法に基づく信託契約代理業として取り扱いいただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>・元本補填付金銭信託を受託者が自ら取り扱う場合、「特定信託契約以外の信託」であるために、金商法は準用されない(兼営法第2条の2)。しかしながら、信託代理店が取り扱う場合は、当該代理店が金融商品取引業者となり、金商法の規制が適用される。・その結果、自ら取り扱う場合には課されない契約締結前交付書面の交付義務が信託代理店には課せられることになる。また、信託代理店においては、「信託契約代理店」の場合には課されない法定帳簿(取引日記帳、顧客勘定元帳)の作成・保存義務等が課され、態勢整備が必要となる。・従来は、元本補填付金銭信託の販売チャネルとして、信託代理店はあまり活用されていなかったが、今後は、(販売チャネルとしての)活用ニーズの増大が見込まれる。・例えば成年被後見人の金銭を元本補填付金銭信託で管理し、成年被後見人の生活の安定を図るために分割交付する信託(いわゆる「後見制度支援信託」)など、元本補填付金銭信託に対する社会的な活用ニーズが高まってきており、今後、信託代理店制度を活用して全国的に提供していくことが求められている(主な担い手となる信託銀行の店舗網では地域的な広がりに限界があるため、信託代理店等の販売チャネル拡充が極めて重要となる。)。・一方、全国的な提供を進める上で重要な役割を担う販売チャネルとなる地域金融機関等においては、上記規制に基づく態勢整備負担が参入の重しとなることから、販売チャネルの拡充が進まない可能性がある。・以上を勘案し、金商法が準用されない元本補填付金銭信託等、「特定信託契約以外の信託契約(信託業法施行規則第30条の2各号)」を信託代理店が取り扱う場合において、金融商品取引法の適用除外を要望するもの。</p>	信託協会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
122	4月12日	5月2日	信託代理店による特定信託契約締結の代理におけるプロ・アマ規制の緩和	<p>・特定信託契約の引受け時には金商法が準用され、受託者にプロ・アマ管理規制(特定投資家への告知義務等)が課される(準用金商法第34第条～34条の5)。 ・信託代理店が特定信託契約(受託者が受益権の発行者となるもの)の締結の代理・媒介を行う場合には信託代理店にもプロ・アマ管理規制が課され、顧客が一つの取引に対して異なる主体からプロ・アマ管理を受け、理解が困難な制度となっている。 ・受託者と信託代理店にそれぞれ課されているプロ・アマ管理規制を顧客にとって分かり易く納得感のある制度としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 ・同一の特定信託契約にかかる一連の取引において、相手方となる同一の顧客につき、契約締結の代理・媒介を行う販売者(信託代理店)と契約締結を行う信託引受者(受託者)に対し、それぞれプロ・アマ管理規制が課されている。 ・当該ケースにおいては、金商法の規制を直接受ける信託代理店は「有価証券の売買等」、受託者は「特定信託契約の引受け」と、プロ・アマ管理にあたって「契約の種類」が異なることとなる点、同じ契約の種類に属する他取引が既に存在する場合は、信託代理店と受託者各々で、既存のプロ・アマ管理区分次第で、顧客に対して必要となる対応が異なることとなるため、管理が非常に煩雑になり実務上の支障が大きい。 ・顧客にとっても、(1)同一の契約にかかる取引にもかかわらず、当該契約に関して、各々の業者で顧客への対応(告知の有無等)が異なることとなる点、(2)契約締結前までに、直接の窓口である信託代理店に加え、受託者との間でもプロ・アマ管理にかかる一連の手続きを行わなければならない点など、理解が困難な制度となっている。 ・よって、信託代理店による特定信託契約締結の代理における、信託代理店と受託者にそれぞれ課されるプロ・アマ管理の規制については、顧客にとって分かり易く納得感のある制度としていただきたい。</p>	信託協会	金融庁
123	4月12日	7月9日	信託契約代理店に係る財務局宛届出書等の緩和	<p>・信託業法第68条第1項第6号、同法施行規則第70条第2号に基づき、信託契約代理業にかかる登録申請書において、「役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営むときにあつては、当該役員の氏名又は名称並びに当該他の法人又は事業所の商号若しくは名称及び事業の種類」(以下「役員の兼職状況」という。)が記載事項とされている。 ・銀行法第52条の61第1項及び銀行法施行令第16条の8に定義される銀行等が信託契約代理業を営む場合、役員の兼職状況について届け出ることを不要としていただきたい。</p>	信託協会 都銀懇話会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
123	4月12日	7月9日	信託契約代理店に係る財務局宛届出書等の緩和	<p>【提案理由(詳細)】(1)銀行等の役員の兼職規制により役員の兼職が当局の監督下にあること。銀行の常務に従事する取締役は、銀行法第7条により、他の会社の常務に従事することが原則認められておらず、他の会社を兼職する場合には内閣総理大臣の認可が必要となり、銀行法施行規則第7条第2項により、当局は認可申請があった場合には、兼職を行うことが銀行の常務に従事することに何ら支障を及ぼすおそれがないものかを審査しなければならないとされている。銀行代理業における「銀行等」の定義に含まれる他の金融機関の業法(信用金庫法(信用金庫)、協同組合による金融事業に関する法律(信用組合)など)においてもこれと同様に規定されている。また、銀行の常務に従事する取締役は、銀行法第7条の2により、「銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し」、かつ、「十分な社会的信用を有する者でなければならない」とされている。これは、銀行業務の高度な公共性に鑑み、銀行に対して業務の健全かつ適切な運営を求めるため、銀行の常務に従事する取締役の資質について極めて高いものを求められるからであり、当局は、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-1-2に列記された要素を基に取締役の適格性を検証している。また、金融検査マニュアルにおいて、取締役に限らず監査役を含めた役員は、「高い職業倫理観を涵養し、全ての職員に対して内部管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成する責任がある」とされており、監督指針Ⅲ-3-1-2でもって「役員による法令等違反行為への対応」として、極めて厳しい監督が行われ、公益を害する行為を行った場合には銀行法第27条により解任もありえることとなっている。よって、銀行等の役員(取締役・監査役)はその公共性・公益性に鑑み、知識・経験及び社会的信用に係る高い資質を求められていることから、信託代理業の登録の際に役員の兼職先を届け出ることとした目的であると思料される「他に営む業務が公益に反する」(信託業法第70条第4号)ような兼職が行われることは考えられない。(2)銀行等が銀行代理業、登録金融機関としての金融仲介業務を行う場合との平仄。銀行法施行規則第34条の32第2項により、銀行等が届け出るべき事項から銀行法施行規則第34条の32第1項第2号が除かれているため、銀行等が銀行代理業を営む場合には、役員の兼職状況については届出が不要となっている。</p>	信託協会 都銀懇話会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
123	4月12日	7月9日	信託契約代理店に係る財務局宛届出書等の緩和	<p>また、金融商品取引法第33条の3及び金融商品取引業等に関する内閣府令第44条に役員の兼職状況が規定されておらず、銀行等が金融商品取引法に基づき登録金融機関として金融仲介業務を行う場合についても、通常の金融商品取引業者において役員の兼職届出が必要とされているに関わらず、役員の兼職状況の登録申請並びに変更届出は不要となっている。(3)過度な事務負担。役員の兼職状況については、代理店の役員の交代のみならず兼職先の社名変更等といった兼職先の事情によるものについても届出対象となる。また、信託会社等に関する総合的な監督指針によると、「常務に従事し」とは「代表権のある取締役就任する場合は全て承認の対象となるほか、代表権のない取締役でも会長、副会長、社長、副社長、専務、常務として対外的に常務に従事しているとみられるものは対象となる」とされており、実態上、常務に従事していない場合においても届出対象となる。信託契約代理業を銀行等が営む場合、当該銀行等の役員が、信託契約代理業の兼職届出を必要とする理由であるところの公益に反した兼職を行う事態は考えられず、であるにもかかわらず、当該規制への対応のため、各銀行等においては別途特別な対応体制を取ることを余儀なくさせられており、過度な事務負担が生じていると言わざるを得ない。また、特に、社外役員については、月に1～2度の出社となるケースが多い中、兼職先が追加・変更となった際に2週間以内に届け出することは物理的にもハードルが高く、社外役員を設置している銀行等においては、益々過度な事務負担を生じさせている。今後、東証上場規則改定等により、社外役員を設置する銀行等が一層増加することは必然であり、本件緩和は喫緊の課題と考えられる。(4)公衆縦覧の意義が低いと考えられること。公衆縦覧の目的は公衆縦覧によって衆人環視し、届け出であることをもって法の趣旨を逸脱した行為が行われないようにすることであると考えられるところである。本件においては、役員が公益に反したような兼職を防止する観点等から行われているものと考えられる。信託契約代理業を銀行等が営む場合、当該銀行等の役員が、信託契約代理業の兼職届出を必要とする理由であるところの公益に反した兼職を行う事態は考えられないことから、公衆縦覧に付す意義はないものと考えられる。</p>	信託協会 都銀懇話会	金融庁
124	4月12日	5月2日	「信託の受益権」(金融商品取引法第2条第2項第1号)の定義見直し	<p>・信託受益権(金融商品取引法第2条第2項第1号)について、平成17年12月22日付金融審議会金融分科会第一部会報告において示された有価証券の基準、すなわち「(1)金銭の出資、金銭等の償還の可能性を持ち、(2)資産や指標などに関連して、(3)より高いリターン(経済的効用)を期待してリスクをとるものといった基準」に則って、定義を見直していただきたい。・特に元本補填の付された信託受益権や、単なるものの管理信託について、有価証券の定義から除外していただきたい。</p> <p>【提案理由】 (1)信託受益権については、金融商品取引法第2条第2項第1号により、一律に有価証券と規定されたが、有価証券と看做されるべきでない信託受益権までもが有価証券とされており、多様な利用のされ方をしている信託について、十分な配慮がされておらず、金融商品取引法の規制を課すことが適正でない信託が存在する。例えば、普通預金や定期預金と同様の経済的性質を有する元本補填の付された信託受益権や、単なるものの管理信託までもが、一律に有価証券と看做され金融商品取引法の規制の対象となっている。これらは、平成17年12月22日付金融審議会金融分科会第一部会報告にて示された有価証券の基準に当てはまらないと考える。(2)元本補てんの付された信託の受益権は、株式や社債といった投資性の強い商品とはその経済的性質を異にし、市場リスクによる元本欠損のおそれがない。したがって、普通預金や定期預金と同様に金商法上の「有価証券」から除外しても、顧客保護上の懸念はないと考える。また、信託の受益権に元本補てんを付すことができるのは、内閣総理大臣から信託業務の兼営の認可を受けた銀行等(兼営金融機関)に限定されており、兼営金融機関は財務の健全性が担保されていると考えられることから顧客保護上特段の支障はないと考える。</p>	信託協会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
125	4月12日	5月2日	金商法施行令第2条の10第1項第1号柱書きの「有価証券」から、一定の「信託の受益権」を除外すること	<p>・金融商品取引法施行令第2条の10第1項に規定する有価証券の運用比率の算定において、「信託の受益権(受託者に信託業法・兼営法が適用されるものに限る)」を除外していただきたい。少なくとも預金類似の性質を有する兼営法第6条に基づく「元本補てんの付された信託の受益権」を除外していただきたい。</p> <p>【提案理由】 (1)みなし有価証券の一部(主として有価証券に投資、かつ、その保有者が500名以上となるもの)を公衆縦覧開示規制の適用対象とする趣旨は、当該有価証券についての情報はその有価証券保有者はもとより市場における他の投資者の投資判断にとっても重要な情報であり、その投資運用の情報を定期的に開示させる必要性が高いことにあると説明されている。しかし、運用対象が2項有価証券である場合はその流通性が制限され、流通市場は存在しない。「存在しない市場における他の投資者の投資判断」のために、これに対する投資情報を公衆縦覧に供する必要はない。(2)また、信託受益権は約款や契約書においてその譲渡が制限され、或いは譲渡先が特定されている。かかる場合には開示書類を直接提供することで投資者保護が図られることから、公衆縦覧の必要はないと考える。(3)信託の受託者には、他の集団投資スキームとは異なり信託業法等のもと、免許制等の高度な業規制が課され、十分な受益者保護が図られていることから、受益者宛の開示書類を公衆縦覧に供する必要はなく、これを不要としても受益者保護が後退することはない。(4)特に、元本補てんの付された信託の受益権は、預金類似の性質を有しており、預金保険制度の対象となるなど、預金と同様の取扱いがなされている。従って、主として元本補てんの付された信託の受益権に運用されている場合には、預金と同様に公衆縦覧開示規制を課す必要性はないと考える。(5)また、信託財産の総額の50%超を有価証券等に投資することを目的とする信託には元本補てんを付すことができない(兼営法施行規則第37条)ことから、金商令第2条の10第1項に規定する有価証券の運用比率の算定において、投資性の強い有価証券と同様の取扱いとすべきでないと考える。</p>	信託協会	金融庁
126	4月12日	5月2日	内国信託受益権等における有価証券届出書・目論見書・有価証券報告書記載事項の改善	<p>・内国信託受益権等における有価証券届出書・目論見書・有価証券報告書が投資家にとって分かりやすいものとなるよう、「受託者、委託者及び関係法人の情報」(特定有価証券開示府令第6号様式 第三部、同開示府令第9号様式 第3に掲げる事項)について記載項目の見直しや、目論見書の二段階化、参照方式の採用等により改善いただきたい。・また、特定目的信託(第5号の4様式、第8号の4様式)についても、内国信託受益権等と同様の性格を有するものであり、あわせて改善を検討いただきたい。・具体的な提案内容は以下のとおり。</p>	信託協会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
126	4月12日	5月2日	内国信託受益権等における有価証券届出書・目論見書・有価証券報告書記載事項の改善	<p>【具体的提案内容】 開示書面の改善の具体的方法として以下の3つが考えられ、これらを導入いただきたい。＜記載項目の改善＞・現在発行されている「内国信託受益権等」の多くは、多数の投資家から預かった資金をまとめて運用する合同運用金銭信託や、多数の投資家の投資対象となる信託財産を管理する受益証券発行信託が占めており、商品性が類似する「内国投資信託受益証券」を模した開示制度とすることが投資家のニーズに沿うものと考えられることから、内国投資信託受益証券の開示様式(第4号様式、第25号様式)を参考に、受託者の管理・運用能力を示す態勢や実績の情報を加える一方で経理状況に係る情報は簡素化するなど、記載項目を改善すること。＜目論見書の二段階化＞・目論見書について、「内国投資信託受益証券」と同様に、投資家に必ず交付しなければならない目論見書(交付目論見書)と、投資家から請求があったときに交付する論見書(請求目論見書)の二段階に分け、交付目論見書の記載項目について、投資家の投資判断における必要度・重要度が真に高いものに絞るなど、簡素化すること。＜参照方式の導入＞・受託者等の情報の記載について、参照方式を採用したとしても、投資家が投資の判断をするにあたって必要な情報はきちんと提供され、投資者保護上は何ら問題なく、情報量の適正化も図られると考えられるため、参照方式を導入すること。</p>	信託協会	金融庁
			内国信託受益権等における有価証券届出書・目論見書・有価証券報告書記載事項の改善	<p>【提案理由】 ・開示規制の適用を受ける内国信託受益権等については、特定有価証券開示府令の第6号様式により有価証券届出書・目論見書を、特定有価証券開示府令の第9号様式により有価証券報告書を作成する必要がある。このうち「受託者、委託者及び関係法人の情報(以下「受託者等の情報」)」については、「企業開示府令第二号様式」の第二部「企業情報」に準じて記載することとされているが、内国信託受益権等の有価証券届出書・目論見書及び有価証券報告書において、記載事項の大部分を「受託者等の情報」が占めている。・内国信託受益権等は、信託財産がその価値の源泉であり、この信託財産は、受託者の財産とは分別して管理することが義務付けられている。従って、内国信託受益権等は、発行体の信用力に基づいて発行される社債券や株券とは本質的に異なっており、受託者等の情報を発行体と同様に開示する必然性はないものと考えられる。加えて、受託者等の情報を記載することにより投資家に提供する情報の量が過重になっていることから、却って投資家にとって投資する際に重要な情報(運用者たる受託者の運用能力など)が把握しづらいものとなっており、また、受託者にとっても実務上の大きな負担となっている。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
127	4月12日	5月2日	ESOP信託(受託者)が株式を取得する取引が有価証券の「引受」に該当しない範囲を拡大すること	<p>・金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(以下、定義府令)第16条第1項第7号の2イでは、導入企業及び子会社・関連会社の従業員が構成員となっている持株会(以下、従業員持株会)による買付けが行われることを目的とするものであることを要求している。・従業員の福利厚生制度の拡充の観点から、取引先持株会や役員持株会による買付けが行われることを目的とする場合にも該当することとなるよう規定を追加することで、ESOP信託の株式取得が引受業に該当しないこととなる範囲を拡大していただきたい。</p> <p>【提案理由】 ・従業員持株会を通じた株式所有スキーム(以下「従業員持株スキーム」)につき、定義府令第16条第1項第7号の2で引受業規制の適用を除外することとしたのは、従業員の福利厚生に資するスキームについて業規制の適用を除外する趣旨とされている(平成21年9月9日公表のパブコメ結果28)。・対象従業員は、株価が下落した場合には追加負担をすることができないこと(同号ホ)、株価が上昇した場合には信託収益を受領することができること(同号ニ)が重要なポイントであり、これが従業員にとって大きなインセンティブとなるとともに、経済的メリットを得ることができると考えられる。・従業員持株会だけでなく、取引先持株会や役員持株会による買付けが行われることを目的とする場合も含めてESOP信託が株式を取得することが可能になれば、信託財産としての保有株式の規模を大きくすることが可能となり、株価上昇の際に従業員に対して交付される信託収益が拡大するため、従業員の福利厚生の増大に資すると考えられる。・また、役員持株会や取引先持株会を通じた株式所有スキームが集団投資スキームに該当しないこと、投信法に抵触しないことについても併せて確認したい。</p>	信託協会	金融庁
128	4月12日	5月2日	保険募集時の制限に関わる規制の撤廃	<p>第3次解禁商品(*1)や全面解禁商品に係る下記規制を撤廃いただきたい。・融資先企業の代表者又は従業員50人以下の企業の従業員に対する、手数料を収受する保険募集の禁止(いわゆる「保険募集制限先規制」)・事業資金融資担当者による保険募集の禁止(いわゆる「担当者分離規制」)・融資申込中の顧客(*2)に対する保険募集の禁止(いわゆる「タイミング規制」)・銀行の保険募集制限先規制またはタイミング規制に該当することを知らず、銀行のグループ会社等が募集することの禁止(いわゆる「知りながら規制」)</p> <p>【提案理由】 ・既に優越的地位を不当に利用した保険募集の禁止や、他の銀行取引等に影響を及ぼさないことについての説明義務等が措置されており、本規制は過剰。・形式的な弊害防止措置を行うことで、これを担保しようとする銀行側の取組みに過度の負担がかかり、実務上の負担大。・銀行との融資取引に無関係な一般従業員も規制され、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害している。・顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性がある。(*1)平成24年4月1日の保険業法施行規則施行により、保険契約者が法人であるものを除き、第3次解禁商品は規制対象から除外される予定。(*2)平成24年4月1日の保険業法施行規則施行により、非事業性資金(住宅ローン等の個人ローン)の融資申込者については、規制対象から除外される予定。</p>	信託協会、 都銀懇話会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
129	4月12日	5月2日	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	<p>・銀行業務に際し知り得た顧客の非公開情報を、顧客の事前の同意なしに、保険募集に利用することは禁止されている。・また、保険募集に際し知り得た顧客の非公開情報を、顧客の事前同意なしに、銀行業務に利用することも禁止されている。・上記の非公開情報保護措置については、個人情報保護法に一体化する方向で見直しを行い、保険業法施行規則の規定は撤廃していただきたい。</p> <p>【提案理由】 ・銀行が保険を販売する際にのみ適用される規制であり妥当性がない(銀行以外の代理店、例えば証券会社等は対象外。銀行が保険以外の商品を販売する場合は対象外)。・すでに個人情報保護法に基づく利用同意を取得しているのにも関わらず、保険募集、商品説明等を行う前に事前同意を取得することは他に例がないこともあり、顧客の理解を得るのが難しい(実務上、保険募集と他の金融サービスの提供を区分することは困難であり、総合的な金融サービスの提供を阻害)。</p>	信託協会 都銀懇話会	金融庁
130	4月12日	5月2日	生命保険の募集に関わる構成員契約規制の撤廃	<p>・企業が生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(特定関係法人)の役員・従業員に対する保険募集を禁止している。・上記の構成員契約規制を撤廃していただきたい。</p> <p>【提案理由】 ・構成員契約規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的として設けられた規定であるが、その実態に係らず、事前かつ一律に募集を禁止する過剰規制。・形式基準のため、顧客申出による場合も保険の販売が出来ず、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害。・規制対象となる「密接な関係を有する者」(特定関係法人)の範囲が幅広く、直接出資関係のない大企業も含まれるなど、顧客の理解が得られないケースが多い。・規制対象となる「募集人等の特定関係法人の特定関係法人」や、「募集人等の特定関係法人を特定関係法人とする法人」などは、直接的な取引関係や出資関係がないことが多く、調査負担が極めて重い。・金融コングロマリット化が進み、資本提携先が多くなるほど、規制対象先が増加することになり、金融サービス機能の充実を阻害している。・損害保険や第三分野商品では規制がなく、生命保険だけに適用される規制であり、妥当性を欠く。・顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性がある。</p>	信託協会 都銀懇話会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
131	4月12日	5月2日	個人向け国債を特定寄附信託の信託財産の運用対象とすること	<p>・現状、個人向け国債を特定寄附信託の信託財産で購入することは認められていない。・個人向け国債を特定寄附信託の信託財産で購入することを可能としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 ・特定寄附信託は信託銀行等が受託者として、個人と公益法人等との間をつなぎ、寄附を仲介することによって公益法人等の活動を支援することを目的に平成23年度税制改正において新たに創設された利子非課税の制度であり(租税特別措置法第4条の5)、信託された金銭は運用収益と合わせて、信託銀行等と契約した公益法人等のうち、委託者が指定した公益法人等に寄附される。・特定寄附信託は、委託者を受託者とする信託であり、委託者は個人に限定されている(租税特別措置法第4条の5第2項)。・特定寄附信託の運用対象は、その制度趣旨から、預貯金、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券又は貸付信託の受益権の取得、合同運用信託の信託(貸付信託の受益権の取得を除く。)に限定されているが(租税特別措置法施行令第2条の36第7項第6号)、個人向け国債については、個人向け国債の発行等に関する省令等の定めがあることにより、特定寄附信託の信託財産で購入することができない。・個人向け国債は、元本保証、最低金利保証など、安全性が高い商品であり、特定寄附信託で個人向け国債の購入が可能になれば安全運用の選択肢が拡大し、公益活動を一層後押しすることが可能となるため、個人向け国債を特定寄附信託の信託財産で購入することを可能としていただきたい。・また、特定寄附信託に購入が認められれば、国債の安定消化にも資すると考えられる。・なお、すでに特定贈与信託(特別障害者扶養信託)については、個人向け国債をその信託財産の運用対象とすることが認められている。</p>	信託協会	財務省
132	4月12日	5月2日	厚生年金基金における財政決算報告書の提出期限の見直し	<p>厚生年金基金の財政決算報告書は、厚生労働省に9月末までに提出することとされている。一方、決算に用いる数値の一部を算出するには、例年8月上旬に公表される厚生年金本体の運用実績利回りが必要である。現状では財政決算に対し厚生年金基金において十分な検討時間を確保することが困難であるため、厚生年金基金の財政決算報告書の厚生労働省宛て提出期限を1ヶ月延長、もしくは厚生年金本体の運用実績利回りの公表時期を早めていただきたい。</p> <p>【提案理由】 代行部分の中立化の進展のため、「「厚生年金基金の財政運営について」の一部改正等について(平成21年7月10日年発0710第5号)」により継続基準においては期ズレ解消が行われたが、期ズレ解消のため必要となるコロナ利回りの確定時期が8月上旬であるため、財政決算に対し厚生年金基金において十分な検討時間を確保することが困難になっている。したがって、期ズレ解消が行われる前に定められた厚生年金基金の財政決算報告書の厚生労働省宛て提出期限を1ヶ月延長して10月末としていただきたい。もしくは、期ズレ解消のため必要となるコロナ利回りの確定時期を前倒して(たとえば、7月中旬頃)公表していただきたい。</p>	信託協会	厚生労働省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
133	4月12日	5月2日	厚生年金基金 における財政 再計算報告書 の提出期限の 見直し	<p>厚生年金基金の財政再計算報告書は厚生労働省に11月末までに提出することとされている。平成21年度決算より継続基準における最低責任準備金の期ズレが解消されたことに伴い例年8月上旬に公表される厚生年金本体の運用実績利回りを待って決算数値が確定することとなった。決算数値が確定する時期が遅くなったことにより再計算に関する検討期間が短くなっており、十分な検討ができない恐れがあるため、財政再計算報告書の提出期限を変更計算報告書や変更計算基礎書類の提出期限と同様に翌年2月末までに延長していただきたい。</p> <p>【提案理由】 『『厚生年金基金の財政運営について』の一部改正等について(平成21年7月10日年発0710第5号)』により継続基準における最低責任準備金の期ズレが解消されたため、平成21年度以降の財政決算からは、厚生年金本体の運用実績利回りが公表されない限り、財政決算数値が確定できなくなった。(以前は、厚生年金本体の運用実績利回りの公表を待たずして決算数値を確定することができた。)財政再計算は、決算数値をもとに算出するものであるため、決算数値の確定時期が遅れたことにより財政再計算の検討期間が短くなっており、財政再計算報告書の提出期限までに十分な検討ができない恐れがある。変更計算報告書や変更計算基礎書類の提出期限は翌年2月末までとなっており、財政再計算報告書の提出期限のみ11月末までとなっているため、財政再計算報告書の提出期限についても翌年2月末までとしていただきたい。</p>	信託協会	厚生労働省
134	4月12日	5月2日	厚生年金基金、 確定給付企業 年金における 設立事業所の 減少に係る掛 金の一括徴収 額の計算方法 の見直し	<p>設立事業所(確定給付企業年金の場合、実施事業所。以下同じ。)の減少に係る掛金の一括徴収額の計算方法として、「提案理由」に記載する(1)～(3)が認められている。(3)の計算方法において、(2)により計算する額と比較する額に、(1)により計算する額とすることを可能としていただきたい。すなわち、(1)により計算する額と(2)により計算する額のうちのいずれか大きい額とする方法を可能としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 設立事業所(確定給付企業年金の場合、実施事業所。以下同じ。)の減少に係る掛金の一括徴収額の計算方法として、下記(1)～(3)が認められている。(1) 特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加算した額(継続基準上の積立不足額)を基に計算する方法(2) 非継続基準上の積立不足額を基に計算する方法(3) 特別掛金収入現価を基に計算する額と(2)により計算する額のうちのいずれか大きい額とする方法(ただし、特別掛金収入現価を基に計算する額の方が大きい場合は、(1)により計算する額とすることが可能)(1)の計算方法においては、特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加味した上で計算した額を一括徴収する掛金額とすることが可能である。一方で、(3)の計算方法においては、「(1)により計算する額>(2)により計算する額>特別掛金収入現価を基に計算する額」となる場合、(2)により計算する額が一括徴収する掛金額となり、特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加味した上で計算した額を一括徴収する掛金額とすることができない。より大きい額を一括徴収する額とし、設立事業所の減少による企業年金の財政運営への影響をより軽減することに資する(3)の計算方法の性質に鑑みると、このように、(3)の計算方法において(2)により計算する額と比較する額のみ、特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加味できないことは合理的ではない。</p>	信託協会	厚生労働省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
135	4月12日	5月2日	確定給付企業年金における 脱退一時金の受給未請求状態の取扱い明確化	<p>確定給付企業年金法第41条第4項の規定により、同法第27条第3号に該当することとなった者(使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったことにより資格喪失した者)は、脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げの申し出をすることができない。当該者について、支給の繰下げを認めていただきたい。</p> <p>【提案理由】 確定給付企業年金法第41条第4項の規定により、同法第27条第3号に該当することとなった者(使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったことにより資格喪失した者)は、脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げの申し出をすることができない。一方で、上記該当者が老齢給付金の支給要件を満たした場合には老齢給付金を支給しなくてはならないとも考えられる。上記該当者が老齢給付金を希望する場合、繰下げの申し出ができないため、支給要件を満たすまでの間は脱退一時金を請求しないままの状態(未請求状態)となるが、この間に時効により脱退一時金が失効する場合もあり、同時に老齢給付金の受給権が失効する可能性もある。このような未請求状態は法令上規定されておらず不明確であるため、受給権保護の観点から明確化を要望するもの。</p>	信託協会	厚生労働省
136	4月12日	5月2日	確定給付企業年金、厚生年金基金における 選択一時金の要件緩和	<p>確定給付企業年金の老齢給付金(一時金)の上限額の計算に係る予定利率は以下(1)(2)のいずれか低い率とされている。(1)前回計算基準日以降最も低い下限予定利率、(2)老齢給付金の支給開始要件を満たした時の(1)の率、(3)として「資格喪失時の(1)の率」を追加し、当該予定利率は(1)~(3)のいずれか低い率としていただきたい。(厚生年金基金の加算部分も同様)</p> <p>【提案理由】 資格喪失時から支給開始時までの下限予定利率の上昇により、資格喪失時の一時金額を受け取れないケースが発生しうるため。【例】50歳:資格喪失し脱退一時金2号対象者となる。60歳:老齢給付支給要件を満たす。60歳:老齢給付に代えた一時金を取得する。という前提を考える。また、下限予定利率:<50歳時>2.0%、<60歳時>2.5%、資格喪失から老齢給付支給要件充足時までの据置利率:0%とし、60歳時点で財政計算を実施しているとする。資格喪失時一時金:100万円(=2.0%ベースの年金現価)、老齢給付支給要件充足時一時金:100万円、資格喪失時設定の60歳以降給付年金額:10万円(換算率2.0%ベース)、⇒60歳において一時金を取得する際に「DB規則第24条の3第1号イ」の率を算出すると、2.5%となる。このとき、年金額が10万円のままの場合、一時金が100万円のままでは、DB規則第24条の3第1号イおよびDB法施行令第23条の規定に抵触してしまう。(2.5%ベースでの年金現価<100万円のため)</p>	信託協会	厚生労働省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
137	4月12日	5月2日	保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の届出制への移行(グループ間限定)	<p>同一グループ内の保険持株会社・保険会社間では、常務に従事する取締役等を兼務する場合に必要な“認可”を不要としていただきたい。手続きを不要とできない場合は、“届出”に緩和する、もしくは保険業法施行規則第14条の2で金融庁長官に提出すべき書類の一層の簡素化を検討いただきたい。</p> <p>【提案理由】 他の会社との兼職規制の趣旨は、専念義務が課されているとともに、保険会社に不利な扱いの防止であると思料するが、保険持株会社・保険会社間であれば、相互に不利な扱いをすることは考えにくく、業務への専念においても問題がない。むしろ、業務の親和性も高く、グループ全体での迅速な意思決定にも役立つものと思われる。</p>	日本損害保険協会	金融庁
138	4月12日	5月2日	損害保険会社による信託業務の取扱い	<p>損害保険会社が保険金信託業務も含めた信託業務を兼営できるよう、保険会社の業務範囲に係る規制を見直す。</p> <p>【提案理由】 【現状】 現在、同じ金融業界に属しながら、銀行等に認められている信託業法に基づく信託業務の兼営が損害保険会社には認められていない。また、同じ保険業界にありながら、保険金信託業務は生命保険会社にのみ兼営が認められている状況にある。</p> <p>【要望理由】 顧客から預かった資産の毀損を未然に防止するため金融機関に業務範囲規制が課せられることは当然のことであるが、同じ金融業界あるいは保険業界の中で、上記のような業務範囲の差異を設けることの合理的根拠を見出すことは困難であることから、本件要望する次第である。</p> <p>【実現時の効果】 少子高齢化社会が急速に進展する中、家族信託あるいは福祉型信託の活用ニーズが高まっており、信託業務の担い手を拡げていくことが望まれている。後遺障害を負った方、介護状態になった方やお亡くなりになった方のご遺族等に対して保険金をお支払いする保険商品を取り扱う損害保険業務にはこれら信託業務への親和性があり、損害保険会社が信託業務を兼営できるようになることは顧客利便の向上につながり、また社会の要請に応えることにもなる。</p>	日本損害保険協会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
139	4月12日	5月2日	代理・代行業務の委託元保険会社等が合併により消滅した際の受託保険会社による認可・届出の不要化	<p>他の保険会社等の業務の代理・事務の代行を行うには、保険会社は当局の認可(グループ内の場合は届出)を得る必要があるが、当該他の保険会社等が合併消滅会社となったことのみをもって認可・届出の手続きを再度行うことは要さないこととしていただきたい。</p> <p>【提案理由】 既に認可を受けた(同一グループ内の場合は届出を経た)他の保険会社等からの代理・代行業務の受託について、当該他の保険会社等が合併する場合、当該他の保険会社等が消滅会社となった際には、形式上法人格が消滅するものとされ、合併前と実質的に同様の業務を合併後の保険会社等から受託し続ける場合であっても、受託保険会社は改めて認可申請・届出をし直す必要がある。 合併においては合併前会社の権利義務は基本的に合併後の会社に承継されるとされていること、消滅会社となるか存続会社となるかで実質的には差がないことから、改めての認可・届出は不要としていただきたい。 仮に不要とすることが叶わない場合であっても、せめて、業務内容に実質的変更がないときには、相手先が合併消滅会社となった旨の届出を要するに留めていただきたい。</p>	日本損害保険協会	金融庁
140	4月12日	5月2日	保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務緩和	<p>保険料の計算に際して予定解約率を用い、かつ保険契約の解約返戻金を支払わないことを約した保険契約(以下「当該保険契約」という。)の保険募集に際して、解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法は「書面の交付」に限定されているが、これを緩和し、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるよう要望する。</p> <p>【提案理由】 当該保険契約の保険募集に際して解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法としては、現状、「書面の交付」のみに限定されている。 一方、昨今のインターネット環境の普及に伴い、インターネットを活用した保険契約申込手段の提供を通じて、消費者の利便性に大きく貢献しているものと思料する。 しかしながら、当該保険契約においては書面交付が必須であることから、インターネットによる保険募集を行う場合であっても、インターネットのみでは申込みが完結せず、郵送等による書面のやり取りが一定発生することから、現在の規制はインターネット申し込みの利便性を阻害する要因となっている。 当該説明の必要性を法的に措置しておくことを否定するものではないが、その方法を「書面の交付」に限定せず、この規制を緩和して電磁的方法による提供を可能とし、消費者利便の向上を図りたい。</p>	日本損害保険協会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
141	4月12日	5月2日	子会社の行う 従属業務にか かる収入依存 度規制の収入 依存先の緩和	<p>収入依存先を、①子法人等、関連法人等、及び、②当該保険会社に所属する保険代理店にまで拡大する。</p> <p>【提案理由】 【現状】 経済界では、分社化や持株会社等多様な組織形態を活用しつつ、事業の再編や業務展開の多様化を急速に進めている。法制度や会計基準等も連結中心の考え方となりつつある。</p> <p>【要望理由】 保険会社も例外ではなく、収入依存先についても、この連結の概念に従うことが適当である。また、損害保険会社は代理店を主たる販売チャネルとしている。代理店に対する教育・研修業務や販売用具の斡旋業務など、代理店も収入依存先に加えることが適当である。 第1回国民の声にて「保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点を踏まえ、親会社との実質的一体性に留意しながら、検討する」旨の回答されており、是非ともこの点を踏まえた検討をお願いしたい。</p>	日本損害保 険協会	金融 庁
142	4月12日	5月2日	保険契約の包 括移転にかか わる手続きの 簡素化	<p>包括移転する契約にかかわる責任準備金等の額が、移転先会社の責任準備金等に比して相当程度小さい場合は、移転先会社における株主総会による決議を要さないこととする。</p> <p>【提案理由】 【現状】 簡易な合併手続き(会社法第796条第3項)の条件を満たす場合は存続会社の株主総会による決議なく合併することが可能であり、よって合併にともなう保険契約の承継についても存続会社の株主総会決議が不要となっている。</p> <p>【要望理由】 これに対し、包括移転する際は移転先会社への影響度の大小にかかわらず必ず移転先会社の株主総会決議が必要となっていることは合理的でない。 本件は、平成23年4月8日「規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日閣議決定)」でも触れられているので、是非とも検討をお願いしたい。 * 簡易合併の条件 合併対価の額が存続会社の純資産額の20%以下</p>	日本損害保 険協会	金融 庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
143	4月12日	5月2日	グループ会社内での事業再編手続の簡素化(届出制への緩和等)	<p>保険持株会社傘下の保険会社間等、グループ会社内の合併、会社分割、事業譲渡を行う際の手続きにつき届出制とするとともに、提出書類を簡素化していただきたい。</p> <p>【提案理由】 現行の保険業法においては、保険会社間で合併、会社分割、事業譲渡等の組織再編を行う場合は認可を受ける必要がある。一方で、保険持株会社傘下における保険会社間等グループ会社内の組織再編に関しては、それ以外の会社との組織再編とは異なり、グループ会社内で機動的に判断、実施されるべきものである。また、直近の傾向としてグループ単位での規制の強化が進められる一方で、グループ内完結の対応については一部規制を緩和する動きもあるところであり、本件に関しても認可制から届出制に緩和するとともに、提出書類の簡素化を行うことにより、審査・確認ロードの軽減を図ることが適当であると思われる。</p>	日本損害保険協会	金融庁
144	4月12日	5月2日	少額短期保険主要株主承認申請に係る取締役等の住民票の抄本提出の廃止	<p>金融機関が少額短期保険事業者の主要株主となる場合は、少額短期保険主要株主承認申請に係る取締役等の住民票の提出を不要とすべきである。</p> <p>【提案理由】 少額短期保険事業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者に関する承認申請にあたって、その者が法人である場合の取締役、執行役、会計参与及び監査役の履歴書について、住民票の抄本の提出が必要とされ、また個人である場合の当該者の氏名、住所又は居所及び職業を記載した書類についても住民票の抄本の提出が必要となっている。一方、保険会社の主要株主基準以上の数の議決権を保有する者になろうとする場合の認可の申請(保険業法施行規則第209条)においては、住民票の抄本の提出が求められていない。金融機関(保険持株会社、銀行持株会社等を含む)は認可・免許を受ける際に金融庁に役員等の氏名等に関する書面の提出を求められており、その後も調査や立入検査等を含む監督下に置かれていることからすれば、少額短期保険の主要株主になる場合に改めて内容が重複する書面を提出し、さらに住民票の提出まで求めることは必要性に乏しく、かつ実務上煩雑である。</p>	日本損害保険協会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
145	3月22日	5月2日	貿易保険の民間保険会社への開放部分の拡大	<p>貿易保険法第57条には、「政府は、会計年度ごとに、日本貿易保険を相手方として、日本貿易保険が輸出手形保険以外の貿易保険を引き受けることにより、当該貿易保険の種類ごとにその保険金額の総額が一定の金額に達するまで、当該引受けによって日本貿易保険が負う保険責任について、政府と日本貿易保険との間に再保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。」と規定されているが、政府再保険を民間保険会社にも開放する。</p> <p>【提案理由】 【現状】 民間が参入している短期貿易保険分野において、民間再保険マーケットでは引受けできないリスクがあり(仕向国が紛争地域である場合など)、現状の制度のもとでは、保険の提供ができない場合がある。 【要望理由】 このような場合について、民間保険会社が国の再保険を利用できるようご検討いただきたい。</p>	日本損害保険協会 日本経済団体連合会	経済産業省
146	4月12日	5月2日	確定拠出年金の運用商品の除外要件の緩和	<p>運営管理機関として継続的に選定、提示することが適切でないと判断される運用商品について、除外要件を例えば「加入者等のうち2/3以上、もしくは過半数の同意」などへ緩和していただきたい。</p> <p>【提案理由】 運用商品の除外には、当該運用商品を選択して運用の指図を行う加入者および運用指図者全員の同意が求められているが、現実的に当該運用商品の加入者等全員の同意を取得することは困難である。 運営管理機関として継続的に選定、提示することが適切でないと判断される運用商品について速やかに除外できるよう、除外基準を緩和することで、適切な運用商品が選定、提示されることを確保する。</p>	日本損害保険協会 生保協会 証券業協会	厚生労働省
147	4月12日	5月2日	確定拠出年金の経済的困窮時における年金資産取り崩しの容認	<p>経済的困窮時においては、米国の401k制度のように、①税のペナルティを課した上での年金資産の取り崩し、②年金資産を担保としたローン制度を認めるようにしていただきたい。</p> <p>【提案理由】 確定拠出年金では60歳までは高度障害時を除き理由の如何を問わず、年金資産の取り崩しが認められていない。困窮時の年金資産取り崩しニーズは高く、確定拠出年金普及の阻害要因となっている。本要望は、単に税財源措置の優遇を求めものではなく、主として制度の改善を求めるものであり、制度普及の観点からも検討いただきたい。</p>	日本損害保険協会	厚生労働省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
148	4月12日	5月2日	確定拠出年金の加入対象者の拡大(第3号被保険者、公務員)	<p>確定拠出年金制度において、個人型年金への第3号被保険者、公務員の加入を認めていただきたい。</p> <p>【提案理由】 確定拠出年金制度に加入できないものが存在することにより、確定拠出年金のポータビリティが確保されず、十分なものとならない。 【現状】確定拠出年金において、家事従事者などの第3号被保険者や公務員は、個人型年金への加入が認められていない。本要望は、単に税財源措置の優遇を求めるものではなく、主として制度の改善を求めるものであり、制度普及の観点からも検討いただきたい。</p>	日本損害保険協会 全国信用金庫協会	厚生労働省
149	4月12日	5月2日	確定拠出年金の中小企業退職金共済制度からの制度移行の容認	<p>中小企業退職金共済の被共済員の年金資産保全という観点より、中小企業退職金共済制度から確定拠出年金制度(企業型)への資産移換を可能としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 中小企業退職金共済を採用していた中小企業が、事業規模の拡大に伴い加入要件を満たさなくなった場合など、他制度へ移行できる措置を講じることが、従業員の年金資産を保全する上で必要である。現在、確定給付企業年金と特定退職金共済制度のみが移行先として認められているが、同じ拠出型の制度である確定拠出年金制度(企業型)についても認めるべきと考える。本要望は、単に税財源措置の優遇を求めるものではなく、主として制度の改善を求めるものであり、制度普及の観点からも検討いただきたい。</p>	日本損害保険協会	厚生労働省
150	4月16日	7月9日	事後員外貸出に関する法解釈の明確化	<p>地区外へ転居(法定脱退事由に該当)した者に対して、組合員であった間に行った貸出が、員内貸出または員外貸出のいずれに該当するのか、法律上の取扱いを明確にすること。</p> <p>【提案理由】 信用組合が業務として行うことのできる貸出(貸付け及び手形の割引)は組合員に対して行うものに限られている。したがって、組合員に対して貸出を実行した後、当該組合員が地区外に転居する等により組合員資格を失い、組合員でなくなった場合には、新規の貸出はできなくなるが、残存する貸出金についてどのように取扱えば良いかが実務上問題となる。これが直ちに法令違反となるかどうかについて、信用組合法上は、組合員であることが貸出実行時における要件なのか、それとも貸出存続の要件なのか明確になっていない。このため、貸出実行時において組合員資格を有していたものが、その後の住所、居所、事務所あるいは勤務先の地区外への移転等により組合員資格を喪失した場合の既存の貸出(いわゆる事後地区外貸出)について、実務上の取扱いにつき疑義が生じるところである。また、地区外へ転居したことを理由に既存貸出の一括返済を求めるのは適当ではないため、現状では、新規貸出は行わず、既存貸出の当初の約定期限まで管理・回収を行っている。こうした実務上の実態を踏まえ、地区外へ転居(法定脱退事由に該当)した者に対して、組合員であった間に行った貸出が、員内貸出または員外貸出のいずれに該当するのか、法律上の取扱いを明確にして頂きたい。</p>	全国信用組合中央協会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
151	4月16日	7月9日	転入予定者への貸出	<p>信用組合は、組合員に対する貸付が原則であるため、その事業地区外から事業地区内に転入してくることを前提とした住宅ローンの貸付を受け付けることができないことが実務上問題となっていることから、地区外の者が一定期間内に地区内に転入する(組合員資格を得る)ことが確実な場合、当該転入予定者への貸出を員外貸出として認めるよう制度上の措置を講じること。</p> <p>【提案理由】 信用組合は、組合員に対する貸付が原則であるため、その事業地区外から事業地区内に転入してくることを前提とした住宅ローンの貸付を受け付けることができないことが実務上問題となっている。つまり、現行の法制度では、地区外の者が地区内に自宅を新築する場合の住宅ローンの借入申込に対し、その時点では地区外に住所があるため組合員資格がなく、これに応じることができず、組合員になることが確実視されている顧客に対して、不利益を生じさせることになっているとともに、組合員への相互扶助を目的とする信用組合の使命、役割が果たすことができない状態になっている。こうした顧客の実態を踏まえ、地区外の者が一定期間内に地区内に転入する(組合員資格を得る)ことが確実な場合、当該転入予定者への貸出を員外貸出として認めるよう制度上の措置を講じて頂きたい。</p>	全国信用組合中央協会	金融庁
152	4月16日	7月9日	自治体向け貸出規制の緩和	<p>信用組合の自治体向け貸出について、総貸出の20%までとする量的規制(員外貸出規制)を撤廃すること。</p> <p>【提案理由】 地元の地公体は、信用組合の営業地域に在している。地公体の使命も、協同組合組織の金融機関である信用組合の使命も、地域における生活者の向上、地域経済の活性化等にあり、特に信用組合は、地元地域からの預金をその地域に還元(融資)し、地域社会の一員として地域や企業の問題解決に日々取り組んでいる。信用組合が地方公共団体と共に地域を支えていくためにも、地方公共団体に対する貸出を総貸出の20%までとする量的規制(員外貸出規制)を撤廃することについて、制度上の措置を講じて頂きたい。</p>	全国信用組合中央協会	金融庁
153	4月16日	7月9日	脱退組合員の出資持分の一時取得	<p>組合員の脱退(自由脱退)に際し、当該組合員の出資金を譲り受ける者がいない場合には、信用組合が一時的にその出資金を譲り受けることができるようにすること。</p> <p>【提案理由】 組合員の出資金を信用組合が取得することは、脱退者の一時取得を含め、中小企業等協同組合法第61条により禁止されている。現行の法制度では、組合員(脱退者)の持分は、脱退した事業年度末における組合財産が確定された後、総代会の承認をもって払戻しすることとなる(中小企業等協同組合法第20条)。したがって、この間、当該組合員からの出資持分の払戻要求に応えることができず、長期にわたり不利益な状況を生じさせている。出資持分を組合が取得できるようになれば、組合員の利益を阻害しているこのような状態を回避することができることから、組合員の脱退に際し、当該組合員の出資金を譲り受ける者がいない場合には、信用組合が一時的にその出資金を譲り受けることができることについて、制度上の措置を講じて頂きたい。</p>	全国信用組合中央協会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
154	4月16日	5月2日	自己優先出資を消却した際の取扱い	<p>協同組織金融機関の優先出資に関する法律に基づき、自己優先出資を消却した場合における資本金の定義を明確化すること。</p> <p>【提案理由】 法令上、優先出資の消却時は資本金の額を維持しなければならないと規定されている一方、同規定における資本金が普通出資金または普通出資金＋優先出資金のいずれを指すのかが規定されていない。また、剰余金を以って優先出資を消却する際に、資本金の額を減額できないため「その他出資金」という勘定科目をたてて消却を行っている。これは資本の空洞化に繋がることから、計上したままにすべきではないと考える。については、優先出資法における資本金の定義を明確にし、当該消却額を出資金に計上しない処理を可能にすることについて、制度上の措置を講じて頂きたい。</p>	全国信用組合中央協会	金融庁
155	4月12日	5月2日	銀行の海外における子会社の業務範囲規制の緩和	<p>銀行現法の場合と同様、海外子会社等(含む海外支店)についても、現地監督当局が容認するものは、銀行法の趣旨を逸脱しない限り原則として容認されたい。</p> <p>【要望理由】 海外に設置している、銀行現法を除く子会社等(含む海外支店)の業務範囲が、本邦規制の範囲に限定されるため、ホスト国規制上許容されている業務であっても従事できないケースが生じる可能性があり、現地金融機関との競争上不利となる懸念がある。?海外金融機関の買収等を行う際、買収先傘下の子会社の分離等が必要となる可能性があり、買収等の阻害要因となる懸念がある。米国規制では、海外金融機関との競争条件を整える観点から、海外支店や海外子会社に対して、総じて米国内よりも広い業務を許容し、レギュレーションに列挙している(例えば、米銀の海外支店は、米国内では認められていない保険代理店業などに従事可能)。加えて、海外業務との関係で一般的と認められる業務については、規制に列挙されていない業務であっても、当局の個別認可で従事可能とする条項が設けられている(米銀の海外における業務範囲を定めるFRBのRegulation K等)。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行が海外に設置している子銀行(銀行現法)の業務範囲については、現地監督当局が容認するものは、銀行法の趣旨を逸脱しない限り原則として容認されている。一方、銀行現法を除く海外における子会社の業務範囲については、ホスト国規制の如何に係わらず、「国内の子会社等と同様の業務範囲」との考え方が適用される。また、海外支店の業務も銀行本体に認められているものに限定。</p>	都銀懇話会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体 名 (会社名・ 団体名)	制度 の 所管 官庁
156	4月12日	5月2日	海外支店における信託業務の一部解禁	<p>海外支店に対し、現地法令等遵守を前提として信託業務の一部、具体的にはエスクロー口座の取扱い業務の解禁あるいは取扱いが可能であることの明確化の検討をお願いしたい。</p> <p>【要望理由】 海外におけるインフラ関連プロジェクトファイナンスに関連し、取引先のエスクロー口座開設のニーズ高い。この点、基本的に口座開設銀行の倒産リスクから分離されない別段預金等を利用する場合と、倒産リスクから分離される金銭信託を利用する場合があるが、商業銀行が銀行固有業務である預金受入、為替取引、その他付随業務の範囲内として取扱いできるのは前者と解されている(あるいは後者も取扱いができるとの明確な根拠がないとされている)。また、ユニバーサルバンク制を採用している欧州はもとより、規制が撤廃されている米国を本拠とする銀行が、現地法遵守を前提に同サービスを含むワンストップのサービスを提供していることに鑑みれば、内外制度環境の差が競争力に影響を与えている場合もあり、進出日系企業の支援の観点はもとより、邦銀の国際金融界における役割を高める上でも、規制緩和が有効であると考え。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 海外子会社が現地法令に基づき信託業務を行うことは原則として認められているところであるが、海外支店ではこれが認められていない。</p>	都銀懇話会	金融庁
157	4月12日	5月2日	海外支店における有価証券関連業務の一部解禁	<p>海外支店に対し、現地法令等遵守を前提として有価証券関連業務の一部、具体的には発行市場に関する業務(引受・売出し)の解禁。</p>	都銀懇話会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
157	4月12日	5月2日	海外支店における有価証券関連業務の一部解禁	<p>【要望理由】 海外子会社については銀行法16条の2第1項8号において、「有価証券関連業を営む外国の会社(前号に掲げるものに該当するものを除く。)」とされており、銀行法16条の2第1項7号の「銀行業を営む外国の会社」が、併せて有価証券関連業を営むこともできることが明らかにされている。また、「主要行等向けの総合的な監督指針」(V-3-3-3(1)第2段落)に照らしても、「銀行業を営む外国の会社」は、現地監督当局が容認する業務である限り、また銀行法の趣旨を逸脱しない限り、原則として、有価証券関連業を営むことができる(海外子会社についても、銀行法上、銀行が国内の子会社とすることができる会社(「子会社対象会社」)が営む業務以外の業務は行えないのが原則である(「主要行等向けの総合的な監督指針」(V-3-3-3(1)本文))が「銀行業を営む外国の会社」については、銀行法の趣旨を逸脱しない限り、現地監督当局が容認する業務については、原則として営むことを認めている)。他方、銀行法第10条2項の付随業務としての証券業務等には発行市場に関する業務(引受・売出し)は含まれておらず、従って、海外支店も有価証券関連業務を営むことは現状認められていない。海外では、競合するグローバルバンクが、ローン・債券両面みの営業に始まり、最終的な顧客ニーズが債券発行となっても引受・売出しまでワンストップでのサービスを提供する中、邦銀は証券子会社との共同訪問、業務分担で対応しており、顧客にとっても利便性が損なわれている状況。代表的日系企業の社債発行においても、外国銀行が引受を行うケースも出てきている。例えば、オフショア人民元債の引受実績では本邦金融機関グループは圧倒的劣位の状況。ローン・債券発行両方のサービスをワンストップで提供、あるいはクロス・マーケティングによるニーズ対応を可能にすることにより、顧客利便性を向上させることができ、本邦金融機関グループの競争力強化が期待できる。</p>	都銀懇話会	金融庁
			海外支店における有価証券関連業務の一部解禁	<p>銀行法上の他業禁止規制の趣旨は、銀行が銀行業以外の業務を営むことによる異種のリスクの混入を阻止する等の点にあること(「主要行等向けの総合的な監督指針」(V-3-1(1)本文))、銀行グループの業務範囲規制についても、銀行の他業禁止の趣旨をグループ全体に及ぼし、グループ全体として銀行に対する規制に準じた取り扱いとすること(V-3-1(2)本文)と規定されていることを鑑みた場合、現地法令等遵守と管理態勢構築を前提として、海外子会社に認められている一部有価証券関連業務の海外支店に解禁することは、銀行法上の他業禁止規制の趣旨を必ずしも損なうものではないものと考えられる。仮に、銀行の本来業務あるいは財務等の健全性への影響に対する懸念が残るということであれば、自己資本の一定割合とする等の業量を限定した範囲内に留める等の条件付きであっても解禁をお願いしたい。業務範囲として全く否定されるものでなければ、クロス・マーケティングの実施や海外子銀行等の有価証券関連業務の代理・媒介を通じた参入により、本来業務等への影響を極小化した上での対応も可能。海外支店に対し、現地法令等遵守を前提として有価証券関連業務の一部、特に発行市場に関する業務(引受・売出し)業務の解禁をお願いしたい。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 海外子会社(子銀行)が現地法令に基づき有価証券関連業務を行うことは原則として認められているところであるが、海外支店ではこれが認められていない。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
158	4月12日	5月2日	発行体向けクロス・マーケティングの解禁	<p>銀行が、証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の一部を代行することを、(1)市場誘導ビジネスの対象拡大、又は(2)金融商品仲介行為(登録金融機関業務)の対象拡大(例えば、引受の媒介)によって許容されたい。</p> <p>【要望理由】 企業金融分野における顧客ニーズの高度化・複合化に伴い、金融機関は、単なる資金調達手段の提供ではなく、経営課題に対する総合的かつ高度なソリューションをスピーディーに提供することを期待されているにもかかわらず、発行体向けクロス・マーケティングが禁止されている結果、単一担当者による的確・迅速な提案やマーケティング等(下記)ができず、顧客利便性が損なわれる状況となっている。証券会社の商品・サービスを含むファイナンス・メニューや複合的ディールの説明 上記商品・サービス等の内容や具体的条件に対する自己の評価の表明を行うこと。上記商品・サービス等の具体的条件の提示。ユニバーサルバンク制を採用している欧州はもとより、米国でもかかるクロス・マーケティングは禁止されていないことに鑑みれば、グローバルスタンダードの観点からも、内外制度環境の差が国際競争力の強化に影響を与えているとも考えられ、わが国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力を高める上でも、規制緩和が有効であると考えられる。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行等の職員が、引受に関するアドバイスや紹介に止まらない具体的な引受条件の提示や交渉を行うこと(証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の一部を代行すること)は、「引受」そのものに該当する可能性が高いとして認められていない。(発行体向けクロス・マーケティングの禁止)</p>	都銀懇話会	金融庁
159	4月12日	7月9日	銀証間における法人顧客情報の共有に係る制限の撤廃等	<p>銀証間での法人顧客情報の共有に係るファイアーウォール規制を撤廃し、原則自由化していただきたい。全面的な自由化が困難な場合、(1)海外における銀証間の情報共有、具体的には銀行の海外支店と海外証券現法との情報共有(当該海外証券現法が本邦の親法人等・子法人等との間で当該情報を共有する場合を含む)については、本邦規制の適用範囲からの除外を明確化し、現地規制に従った形での銀証間の情報共有を容認されたい。或いは、海外における非居住者顧客の情報共有については、本邦規制の適用範囲から除外を明確化していただきたい。(2)オプトアウト制度を利用した情報共有を行ないやすくするため、以下の点を改善していただきたい。既に共有した情報に対する遡求適用の見直し。顧客への通知義務の緩和(ウェブサイト等への掲載による通知の許容等)。授受が制限される「非公開情報」の範囲の明確化(「重要事実」「法人関係情報」に限定等)。金融商品仲介業務従事者をオプトアウト制度の対象に追加。銀証兼職者における「非共有情報へのアクセス制限」の撤廃。</p>	都銀懇話会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
159	4月12日	7月9日	銀証間における法人顧客情報の共有に係る制限の撤廃等	<p>【要望理由】 わが国のファイアーウォール規制は順次緩和されてきたものの、銀証間の法人顧客情報の共有には依然として制限が存在。一方、欧米主要国では、平成19年12月の金融審議会金融分科会第一部会報告に記載の通り、グループ内での法人顧客情報の共有は、原則自由に行なうことが可能であり、海外金融機関との競争力確保のため、情報共有に係る規制撤廃が重要。そもそも、情報共有によって生じる可能性があるインサイダー取引、利益相反、優越的地位の濫用といった問題については、金融商品取引法や独占禁止法等による規制が存在し、非公開情報の共有自体を制限しなくても、問題のある行為についてはその他の規制で対応可能と思料。オプトアウト制度は、同意書面の提出手続には法人顧客サイドで社内稟議等の手間があることなどを勘案すれば、顧客の利便性向上に資する制度であると思料するものの、現行規制の下では、オプトアウト制度の導入に伴う負担が大きく、平成20年金商法改正により実施された同規制の見直しの趣旨である多様で質の高い金融サービスの提供が、必ずしも実現出来ていない。そのため、当初改正の趣旨実現のために情報共有に係る規制撤廃が必要と思料するものの、仮に法人顧客情報の共有に係るファイアーウォール規制の全面的な撤廃が困難である場合、後段の要望内容の見直しを行なうことで、同制度の利便性を向上可能。具体的には、既に共有した情報に対する遡求適用の見直しや顧客への一定期間毎の通知義務など、体制整備のコスト対比導入メリットが見出しがたいものや、範囲が不明確である「非公開情報」の管理等、過度な体制整備コストを強いるものとなっている規制の廃止が必要。更には、欧米銀のように兼職制度を導入して銀証連携を推進しようとする場合、情報共有可能な顧客と情報共有出来ない顧客で部署を分ける必要が生じる等、多大な負担が発生。また、邦銀は、取引の大部分を占める母国市場での業務が制約されることに加え、海外拠点においてはオプトアウト等の規制が存在しない海外顧客の理解を得がたいなど、グローバルな銀証連携を推進するうえでも本邦規制の影響を受けるため、海外金融機関と競争上不利となっている。見直しが行なわれた場合、欧米銀同様にグローバル・ベースでの銀証連携が可能となり、邦銀の国際競争力の向上に寄与。また、幅広い法人顧客の資金調達・M&A、資金運用等のニーズに対し、銀証一体での、より多様で質の高い金融サービスが提供可能となる。</p>	都銀懇話会	金融庁
			銀証間における法人顧客情報の共有に係る制限の撤廃等	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行と証券会社の間で「非公開情報」を授受するには、内部管理目的等の場合を除き、原則として顧客の書面による同意が必要であるが、法人顧客については、平成20年金融商品取引法改正でオプトアウト制度を導入。もっとも、オプトアウトが行使された場合、その効果は遡及的に適用されるほか、同制度の導入に際し、オプトアウト機会を常時提供・受入可能な態勢の整備等を行なう必要がある。また、金融商品仲介業務従事者は、オプトアウト制度の対象外。非公開情報の管理については、銀証間で共有可能な非公開情報(オプトアウトした法人顧客やオプトインしていない顧客に係る非公開情報(以下、非共有情報))とその他の非公開情報は、分離して管理する必要があり、非公開情報の授受を行う親子法人等の役員は、「一方の法人等が管理する非共有情報以外の非共有情報にアクセスできないこと」が求められる。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
160	4月12日	41396	異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体への解禁	<p>イスラム金融取引に該当する受与信取引等(金銭の貸付けと同視しうるイスラム債に関する売買・引き受け等を含む)のうち、(1)銀行法に基づき銀行本体に認められる業務(以下、「銀行業務」と実質的に同視しうる取引(銀行業務に準じ、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められる取引であり(※1)、かつ(2)銀行業務の規模に比して過大なものでなく(※2)、(3)銀行業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資すると認められる取引(※3)に関する、銀行本体における取扱いの許容。※1 経済的な実態として既存の受与信取引と同様であり、異種リスクが混入しないよう手当てされるものに限る。具体的には、例えば、最終的なキャッシュフローが受与信取引と同様の結果となる取引のうち、物品の価格変動リスクや搬送・損傷等に係るリスクを負わないスキームである場合など(物品の譲渡価格が一定であり、物品の搬送等が行われないか又は必要な保険が付保されている場合など)。※2 具体的には、例えば、当該取引類型全体の規模が通常の受与信取引全体の規模を大きく下回る場合など。※3 具体的には、例えば、本件業務の遂行が通常の銀行業務の一環として、もしくは通常の銀行業務を遂行する機能(与信審査等)の一部を活用する等により行われる場合など。</p>	都銀懇話会	金融庁
			異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体への解禁	<p>【要望理由】 イスラム金融を、一律に子会社・兄弟会社においてのみ取扱可能とした場合、本邦金融機関としては、当該業務に従事するために、同一地域に支店がある場合でも現地法人を設立することが必要となりかねず、経営資源の有効活用の観点から問題があるほか、子会社・兄弟会社形態の場合、子会社等単体での自己資本比率規制の制約を受けることとなるため、大規模な案件への参画が困難となる懸念も存在。イスラム金融については、ユニバーサルバンク制を採用している欧州系銀行に限らず、米国においても、銀行業務と同等の機能を有する業務という整理が行われており、銀行本体での取扱いが認められているところ。本邦の銀行についてその取扱いが認められない場合、上記の弊害から欧米の金融機関との競争において不利な立場に立つことを余儀なくされる結果、国際競争力の点でも大きな障害となる。現在、アジアや中東の金融市場は、本邦金融機関にとっても重要なマーケットとなっているが、当該地域において、イスラム金融が重要な資金調達・運用手段としてその活用が顕著に拡大している現状に鑑みれば、本邦金融機関のみが銀行本体でイスラム金融の取扱いができないことは、当該マーケットへの本邦金融機関のプレゼンスの上昇を阻害する要因となってしまうことが危惧される。イスラム金融全般ではなく、(1)銀行業務と実質的に同視しうる取引(銀行業務に準じ、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められる取引)であり、かつ(2)銀行業務の規模に比して過大なものでなく、(3)銀行業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資すると認められる取引を対象を限定して許容すれば、他業禁止規制の趣旨である(1)本業に専念することによる効率性の発揮、(2)利益相反取引の防止、(3)他業リスクの回避等から、逸脱することは無いものと考えられる。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 平成20年12月12日施行の銀行法改正により、銀行の子会社・兄弟会社のうち金融関連業務を専ら営む会社については、イスラム金融のうち「金銭の貸付けと同視すべきもの」の取扱いが認められることとなった。一方で、銀行本体(海外支店を含む)におけるイスラム金融の取扱いは認められていない。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
161	4月12日	5月2日	海外における 銀行代理業務 の委託の規制 緩和	<p>委託先が海外子銀行に対するものを認可から届出への緩和、あるいは原則自由とする検討をお願いしたい。</p> <p>【要望理由】 海外子銀行は、現地規制もしくは戦略的理由により子銀行(現法)の形態での事業展開を行っていても、あくまでも銀行本体のガバナンス下にある子会社である。かつ、銀行法第16条7項に規定される 銀行業を営む外国の会社として、会社の体制を含め審査・認可を受けている。この点、海外子銀行は、認可制とすることによってのみ委託先としての適格性(※)の審査が可能となり、邦銀の健全性確保を担保する機会を有することとなる本来規制対象とされるべき一般的な外国企業とは異なる。※委託された業務を遂行するために必要と認められる財産的基礎を有する者、人的構成等に照らして、委託業務を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力を有し、かつ、社会的信用を有する者、他に業務を営むことによりその委託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められないものであること、当該申請をした銀行が委託業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずることができること等。従って、委託先が海外子銀行に対するもの場合、認可から届出への緩和、あるいは原則自由とした場合であっても、認可による委託先の実態の把握を通じて邦銀の健全性確保という銀行法第8条3項の趣旨を必ずしも損なうものではないと解される。クロスボーダーローンやオフショア市場調達等、顧客が国境を越えた財務戦略を活発化させる中、グループ全体としてグローバルな協働の必要性も増しており、機動的な対応に資するサポートとして検討いただきたい。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行法第8条3項の規定により、(1)預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介、(2)資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介、(3)為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を外国において委託する旨の契約の締結をしようとするときは銀行が認可を受けなくてはならない。</p>	都銀懇話会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
162	4月12日	5月2日	本邦に拠点を 持たない外国 金融機関による 本邦居住者向け 貸出の一部 解禁	<p>外国銀行が本邦において顧客向け営業を行わず、契約の交渉・締結や実行・代わり入金等のフローも海外で完結する等、一定の条件の下において行われる貸出については貸金業法第3条第1項の適用対象外として欲しい。</p> <p>【要望理由】 外国銀行が海外で非日系企業グループ向けに組成されるマルチボロワーのファシリティーにおいて、共同借入人の1社に本邦子会社が含まれ、結果として本邦居住者が本邦に拠点を持たない外国銀行から借入を行うことができるケースや、金融環境によって、本邦法人が調達手段の多様化の目的等から、自ら外国で外国銀行と非居住者としての取引を指向するケースがあり、貸金業法第3条第1項の適用が顧客利益に合致しない場合が想定される。本邦顧客あるいは海外の親会社の資金調達戦略に合致した現実的な対応が可能となり、顧客利益に適う。本邦シンジケーションにおいて、多様なリスクペタイトを持つ投資家(外国銀行)を招聘することが可能となり、本邦シンジケーション市場の活性化と、本邦借入人の調達手段の多様化が図られる。中堅企業・外国法人日本現法等へのリスクマネー流入が期待できる(資金余剰状態への外国銀行オフショア参入となるが、競争激化への懸念以上に、邦銀が貸出し困難であったゾーンへの資金流入が期待できる)。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 貸金業法第3条第1項は金融機関が貸金業務を行う場合、所在地の都道府県などに登録の手続が必要であると定められており、基本的に本邦に拠点を持たない外国金融機関が当該登録をせずにオフショアから貸出を行うことは不可とされている。</p>	都銀懇話会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
163	4月12日	5月2日	外国銀行代理業務における海外提携銀行の業務の媒介に係る規制の緩和	<p>途上国に進出する企業等への便宜供与の観点から、出資関係に限定されない、邦銀海外業務提携先外国銀行を所属外国銀行とする外国銀行代理業務(但し、顧客保護の観点から、当該所属外国銀行が邦銀の顧客企業の海外支店・子会社に対し、当該国の法令に則して実施する銀行業務の媒介に限定)を許容されたい。</p> <p>【要望理由】 邦銀と50%未満の出資関係にある(主に途上国の)海外提携銀行の大半は、わが国において単独で十分なサービスを提供できない一方、邦銀も当該海外提携銀行の所在国において法規制または採算上の理由から顧客(例:当該国に進出している日本企業)ニーズに応えられるサービスを十分に提供できないことがある。このような場合、お互いの機能を補完するべく、(マイノリティー出資を含む)業務提携契約を締結して対応しているところ。現状の法規制では、邦銀がこのような提携先に対して媒介を行うことが禁止されている為、提携先所在国進出取引先及び提携海外銀行に対するサービスが限定されており、顧客企業のニーズに十分応えることができない状況。所属外国銀行が、邦銀の顧客企業の海外支店・子会社に対して(現地法制に則して)実施する銀行業務の媒介に限定して、業務提携を締結している外国銀行を所属外国銀行とする銀行代理業務が許容されれば、現地金融機関との関係構築等の本邦顧客の負担を大幅に軽減することができるほか、わが国における顧客保護上の問題も生じないと考えられる(外国において現地法制に則して行われる外国法人(又は支店)間の取引であるため)。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 現在認められている外国銀行代理業務は、邦銀が海外子銀行の業務を代理/媒介するケース、もしくは、外国銀行日本支店や外資系邦銀が海外親銀行等の業務を代理/媒介するケースのみに限定されている。</p>	都銀懇話会	金融庁
164	4月12日	5月2日	銀行Grにおけるマーチャントバンキング業務の拡大及び議決権取得規制に係る運用基準の緩和・明確化	<p>【具体的要望内容】 銀行の子会社及び銀行持株会社の子会社によるマーチャントバンキング業務(投資家への販売又は自己の資産運用のために、一般事業会社の株式等を持株比率の制限なく保有すること)について、想定される懸念(他業禁止規制等の制度趣旨との非整合、株式持合いの復活、銀行グループによる産業支配等)に対する適切な対応を検討のうえで、大幅に拡充されたい。銀行等による議決権取得規制に係る行政上の運用について、独占禁止法に関しても銀行法同様の具体的基準を定めていただきたい。</p>	都銀懇話会	公正取引委員会

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
164	4月12日	5月2日	銀行Grにおけるマーチャントバンキング業務の拡大及び議決権取得規制に係る運用基準の緩和・明確化	<p>【要望理由】</p> <p>平成19年12月の金融審議会第二部会報告において、「地域密着型金融の一層の推進等の観点から、ベンチャービジネスの育成、企業再生(地域再生)等の分野を念頭に、議決権保有制限の例外措置の拡充を検討すべき」とされ、マーチャントバンキング業務の一定の拡充が実現する方向となった。一方、同報告では「他業禁止、議決権保有制限等の現行規制の本来の趣旨を踏まえて整理していく必要があり、引き続き検討していくことが適当」とされ、制度整備は当面見送られることとなった。近年、事業承継や事業再編、M&A等の機運が高まる中、金融機関に対しては、一時的なエクイティ保有を通じた買収の円滑化等を含む経営課題の解決や、総合的なファイナンスの提案等が求められているが、マーチャントバンキング業務の大幅な拡充は、企業サイドの経営革新にも大きく貢献すると同時に株式投資によるキャピタルゲインの獲得手法の多様化にもつながり、国際競争力を強化していく観点からも、大きな効果があるものと考えられる。マーチャントバンキング業務の大幅な拡充に伴って生じる可能性がある懸念(他業禁止規制等の制度趣旨との非整合、株式持合いの復活、銀行グループによる産業支配等)については、既存の規制(株式保有制限規制、優越的地位の濫用に係る規制等)および追加の手当て(例えば、米国と同様に、投資上限額の設定、日常的な経営関与の制限、投資期間の制限等)を講じることで、対処可能と考えられる。一方、自己株式取得を事由として基準議決権数の超過保有に至る場合に非上場企業においては開示がない等の事例があるため、銀行法に係る行政上の運用については、別紙様式にて当該届出日を超過保有期間の起算日とする具体的基準が示されているが、独占禁止法についてはこうした定めがなく「超過日」が起算日とされるなど、実務と乖離した行政上の運用がなされている。独占禁止法における議決権取得制限については、ケースによっては実務との相当の乖離が生じるものとなっているため、銀行法同様に、顧客の開示実態や銀行実務を踏まえた具体的基準を定めていただきたい。</p>	都銀懇話会	公正取引委員会 金融庁
			銀行Grにおけるマーチャントバンキング業務の拡大及び議決権取得規制に係る運用基準の緩和・明確化	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <p>銀行及び銀行持株会社は、一定の会社以外の会社を子会社としてはならない。(銀行法第16条の2、同法第52条の23)</p> <p>?銀行とその子会社は、国内の会社(子会社対象会社を除く)について、合算して、5%超の議決権を取得、保有することが禁止されている。(銀行法第16条の3、銀行については独禁法第11条も適用)銀行持株会社とその子会社は、国内の会社(子会社対象会社を除く)について、合算して、15%超の議決権を取得、保有することが禁止されている。(銀行法第52条の24)</p> <p>銀行の特定子法人等及び特定関連法人等の業務の範囲については、子会社対象会社の営むことができる業務の範囲内であることが求められている(主要行等向けの総合的な監督指針V-3-3-1(3)、V-3-3-3(1)、銀行法第12条)例外として、代物弁済・担保権実行や、合理的な再建計画に基づく取得は許容されているが、銀行による能動的な株式取得を是認するものではなく、1年を超えて過半数を超える議決権を保有し続けることは許されていない(銀行法第16条の3第2項、第52条の24第2項)。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
165	4月12日	5月2日	ABLの普及促進に資する子会社従属業務の追加	銀行及び銀行持株会社の子会社対象会社のうち、銀行法施行規則第17条の3第1項第10号及び第34条の16第3項第10号に規定される担保評価・管理会社について、対象となる従属業務に「担保の目的となっている財産の換価・処分」を追加していただいたところであるが、加えて、親銀行等が法人向けの貸付等を行う際に、「銀行等の子会社が担保取得し、当該担保対象財産の市場価格もしくは処分価格等の範囲内で、親銀行等に保証等を行う業務」を追加していただきたい。	都銀懇話会	金融庁
			ABLの普及促進に資する子会社従属業務の追加	<p>【要望理由】 我が国中小企業における主要な資金調達手段である銀行融資については、従来、保有不動産や人的保証による信用補完が中心であった。不動産価格の調整や人的保証慣行の見直しを背景とし、不動産担保や人的保証に依存しない融資手法の一つとして、ABL(Asset Based Lending: 動産・債権担保融資)に期待が寄せられており、経済産業省「ABL研究会報告書」では潜在市場は78兆円とされている(22年3月末残高は3,000億円程度)。米国では、1980年代からABLへの取組みが本格化し、事業向け融資に占める比率は約20%とされる一方で、我が国においては企業向け融資に占める割合は0.1%程度にとどまっている(平成23年6月日銀レビューより)。ABLの普及に向け、銀行法施行規則第17条の3第1項第10号及び第34条の16第3項第10号に規定される担保評価・管理会社について、対象となる従属業務に「担保の目的となっている財産の換価・処分」を追加され、動産担保の評価・管理・換価プロセスを銀行グループに内製化することが可能となった。これに加えて、親銀行等が法人向けの貸付等を行う際に、「銀行等の子会社が担保取得し、当該担保対象財産の市場価格もしくは処分価格等の範囲内で、親銀行等に保証等を行う業務」が追加されれば、更なるABLの普及が見込まれる。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社としてはならない。(銀行法第16条の2、52条の23、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16)貸付金担保の評価等に係る子会社対象会社として、担保評価・管理会社(他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務を行なう会社)が認められている。(銀行法施行規則第17条の3第1項第10号、第34条の16第3項第10号)</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
166	4月12日	5月2日	デビットカードを活用したキャッシュアウトサービスにおける規制の明確化	<p>キャッシュアウトサービスを提供するにあたり、銀行法第12条の2第2項に定める「その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置」の一環として、銀行法施行規則の改正により、デビットカードによるキャッシュアウトサービスを実施するに当たって加盟店銀行(加盟店と契約する幹事金融機関)が取るべき措置及び加盟店銀行が加盟店に対して求めるべき措置を規定して、その実施方法の明確化をはかることを願いたい。＜具体的な規制内容(案)＞加盟店銀行が直接加盟店を管理、直接加盟店を通じて間接加盟店(直接加盟店と契約する加盟店)を管理する。上記管理において、情報セキュリティ体制を確保させるため、日本電子決済推進機構が策定した「キャッシュアウトガイドライン」を遵守させる。加盟店銀行が定める取扱金額の上限の範囲内で各加盟店が取扱の上限金額を決める。キャッシュアウトサービスの提供に必要な体制を確保するよう加盟店銀行が指導する。加盟店に対して、キャッシュアウトする金額を顧客とともに確認するよう指導する。</p> <p>【要望理由】 欧米等では一般的なサービスとして提供されているキャッシュアウトサービスについて、現状わが国では法的な整理が明確ではないこともあり、当該サービスが提供されていない。現在、加盟店からキャッシュアウトサービスを行いたいとの要望があり、具体的にサービス開始に向けて検討中の状況。加盟店にとっては、デビットカードのショッピングの利用に付随して少額の現金を手渡すことが可能となり、来店者の利便性が向上する。利用者の面からも、当行が過去に実施したアンケート(サンプル数500名)において、キャッシュアウトサービスの利用意向を確認したところ、約50%の人が「利用したい/便利だと思う」と回答しており、顧客の利用意向も相応にある。加盟店・利用者双方において高いニーズが確認できることから、銀行法施行規則の規制の下で、本サービスの提供を可能とした。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 現在、デビットカード(J-Debit)を活用したキャッシュアウトサービス(加盟店店頭にて現金が受取れるサービス)については、法的な整理が必ずしも明確ではなく、わが国においては、サービスの提供がなされていない。</p>	都銀懇話会	金融庁
167	4月12日	5月2日	提携教育ローンに対する改正割賦販売法の適用の見直し	<p>提携教育ローンを改正割賦販売法の規制の対象外とするよう法改正について要望願いたい。</p> <p>【要望理由】 法令対応として、提携教育ローンについて従来の審査フローに変更を加えた結果、教育ローンについては提携商品と非提携商品で異なる審査フローとなっており、提携教育ローンの取扱いの少ない営業店においては、認識不足から誤った取扱いをすることによって法令違反となる懸念がある。また、苦情等発生等の提携先管理、指定信用情報機関への登録業務等において、法令対応として特別対応が必須となっているおり、本対応は他の個人ローン商品等への汎用性があるものではないため、数千万円単位のシステム開発等のコストを含め負担度の高い対応が必要となっている。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 提携教育ローンについては、当行と提携先である学校との間に「密接な牽連関係」ありとして、改正割賦販売法の規制の対象となっている。その結果、当行は「支払い可能見込額」の算出及び過剰与信防止についての義務を負い、提携教育ローンについては審査フローの変更を実施し、また、指定信用情報機関CICに個人信用情報の照会を実施すると共に当行個人信用情報の提供を行う等の法令対応を行っている。</p>	都銀懇話会	経済産業省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
168	4月12日	5月2日	「特定融資枠契約に関する法律」が対象とする融資契約の範囲等の弾力化	<p>借手の属性に関らず、借手保護の必要性がないことが融資契約から明らかである場合について、本法の対象とする。本法の適用対象の手数料が、当該特定融資枠契約に係る変更手数料等を含むことが明確になるよう措置。</p> <p>【要望理由】 コミットメントライン契約は、借主の機動的な資金調達を可能とする有用な手段であるところ、借手保護の観点から、適格借入人は、一定の契約交渉力を有する大会社等や一定のSPCに限定されている。 その趣旨に鑑みれば、例えば、近年ニーズが拡大しているコンストラクション・ローン(開発・建設型ファイナンス)のように、引き出しの予定時期及び金額を予め示して一定金額までの融資を約する契約などは、顧客の依頼に基づく契約であることが明らかであるため、圧力販売等の懸念がない。このように、借手保護の必要性のないことが明らかなものについては、借手の属性に係らず本法の対象とすることが適当である(コンストラクション・ローンの事例では、不必要な手数料を課すために銀行がコミットメントライン契約を押し付けるのではなく、顧客側の都合により、建設・建造時期等に合わせて融資時期を設定するために同契約を選択)。また、手数料に係る第3条の文言では、本法の対象がコミットメント手数料に限定されると解釈されるところ、契約の変更等に係る手数料のような関連する手数料についても、権利付与の対価である点は同様であることから、この点を明確化する必要がある。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 特定融資枠契約に関する法律の適用対象(以下、適格借入人)は借り手の属性により限定されている。特定融資枠契約に関する法律に基づき、出資法等の適用除外となる手数料は、コミットメントライン契約に係る手数料とされている(当該契約の変更等に係る手数料を含むかが不明確)。</p>	都銀懇話会	法 金 務 融 省 庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
169	4月12日	5月2日	銀行法上の特定子会社の業務範囲の拡大	近年、ベンチャー企業や事業再生の資金調達について、投資主体の多様なニーズを満たすための組合形態でのスキームアップが増加していることを踏まえ、銀行の特定子会社の業務範囲に銀行法施行規則第17条の3第14号の2に掲げる業務を追加すること等によって、特定資産(株式・社債の他、劣後ローン等の金銭債権を含む)の保有を行い、かつ当該資産を対象とするGP業務を兼営することを許容されたい。	都銀懇話会	金融庁
			銀行法上の特定子会社の業務範囲の拡大	<p>【要望理由】</p> <p>現在、銀行の関連法人等(投資先は財務会計上非連結であり業務範囲規制の対象外)が行っている出資業務においては、投資主体の多様なニーズを満たす等の観点から、組合形態でスキームアップされることが多くなっている。その際、当該関連法人等がLP出資にとどまらず、GP出資を行うことが、他の投資主体による出資の円滑な実施、ひいては投資先企業の円滑な資金調達に資するものと考えられ、当該関連法人等としても、自らがGP出資を行うことにより、出資業務に伴うリターンを最大化を図っているところ。また、同一の主体においてGP業務を兼営することは、経営資源の効率的な活用の観点からも経済合理性があると考えられる。従来より国内のLP出資者として大きな役割を果たしている銀行は、今後、厳しい自己資本規制に晒されることを余儀なくされており、今後も銀行の子会社である特定子会社が、継続して出資業務を円滑に行っていく(事業会社への資本制資金の提供者としての役割を果たしていく)観点からも、上記スキームにおいて、関連会社等と同様に、特定子会社がGP業務に従事し、リターンの多様化・最大化を図ることが必要不可欠と考えられる。また、日本版LLPを念頭に置いた場合、今後上記スキームの「共同事業性」という側面が強くなっていくものと想定され、事業会社・コンサルティング会社・会計事務所・税理士法人等の様々なLP出資者を迎え、各LPが有する専門性や知見等を利用していくことにより、投資先事業の育成や再生への貢献度を高めていけるものと考えられる。こうした高い専門性を有する優良なLP出資者を広く募っていく上で、銀行の特定子会社がフィナンシャルな面だけでなく、GPとしてファンドを統括し安定性を提供することは、極めて有意義であると考えられる。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
169	4月12日	5月2日	銀行法上の特定子会社の業務範囲の拡大	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行法上、特定子会社(銀行法第16条の2第1項第12号)を通じた企業の議決権保有については、同法第16条の3(銀行等による議決権の取得等の制限)の規制を適用しないこととされている(同法第16条の3第7項)。当該特定子会社は、「銀行法施行規則第17条の3第2項第12号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社」とされており、同12号に定める業務は、資金の貸付、株式・新株予約権・社債の直接取得、左記業務を行うことを目的とする任意組合契約又は投資事業有限責任組合契約の締結とされている。(銀行法施行規則第17条の2第8項)金融商品取引法改正に係る「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」(平成19年7月31日、637頁)においては、(株式又は社債以外の)「金銭債権の取得を目的とする組合の業務執行者等」になることは、銀行法施行規則第17条の3第2項第12号ではなく、同条同項第14の2号に基づく業務とされている。</p>	都銀懇話会	金融庁
170	4月12日	5月2日	サービスが取扱い可能な「特定金銭債権」の範囲の拡大	<p>サービスが取扱い可能である「特定金銭債権」の範囲拡大(手形割引に基づく手形買戻請求権、各種手数料債権、貸付契約に付随して締結された金融デリバティブ取引契約に基づく債権等)。</p> <p>【要望理由】 現状のままでは、サービスを最大限活用することができず、銀行業界全体として非効率。本要望が実現することにより、銀行債権をサービスへ委託するための障壁がミニマイズされ、銀行業界・サービス業界双方の活性化に繋がる。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 「債権管理回収業に関する特別措置法」(「サービス法」)の規定上、サービスが取扱い可能である「特定金銭債権」の範囲が限定的なため、銀行の希望通りサービスへの委託が出来ないケースがある。</p>	都銀懇話会	法務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
171	4月12日	5月2日	ファクタリング 業務に係る規 制緩和	<p>債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)第2条に定める「特定金銭債権」(15号のファクタリング債権関係等)に、保証ファクタリング業務の保証履行債権を加える。</p> <p>【要望理由】 ファクタリング業務は、銀行法第10条第2項に定める付随業務の一つとして、都市銀行においては関連ファクタリング会社を通じて提供されており、近年においては、一括決済方式などを通じて、喫緊の課題である中小企業金融の円滑化にも貢献している。ファクタリング会社が取扱う保証ファクタリング業務の保証履行債権が特定金銭債権に含まれば、ファクタリング会社の保証サービス業務が拡大し、更なる中小企業金融の円滑化に資するとともに、中小企業の回収業務の効率化(回収業務のアウトソーシング)が一層促進される。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 「債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)」に定める「特定金銭債権」の範囲は、金融機関等が保有する貸付債権等が限定列挙されているが、ファクタリング会社が取り扱う保証ファクタリング業務の保証履行債権が含まれていない。</p>	都銀懇話会	法務省
172	4月12日	5月2日	銀行代理業の 許要件等に関 する規制緩和	<p>「規格化された貸付商品」に係る金額の上限(1,000万円)を撤廃。「規格化された貸付商品」以外の取扱いを解禁。特に、「債権買取」「手形の割引」を要望。銀行代理業務を行う営業所ごとの実務経験者の配備を不要とする。銀行代理業者が銀行代理業において預金を取り扱わない場合、「預金等との誤認防止」の措置は不要とする。許可申請書の記載内容/対象を限定する(例えば、銀行代理業者の子法人等・親法人等・親法人等の子法人等の「代表者」の記載を不要とする/報告対象会社の範囲を銀行代理業者の子法人等・親法人等までとする、海外企業は対象外とする、など)と共に、届出時限を見直す(例えば、2週間以内の届出必要を廃止とし、銀行及び銀行持株会社が別途求められている経営実態報告の報告サイクルに合わせるなど)。貸付等を主たる業務とする者(貸金業者・クレジット業者・保証業者)が銀行代理業者である場合において、当該銀行代理業者に認められる消費者向けの資金の貸付等に係る契約締結の代理・媒介業務の要件の一つである「規格化された貸付商品で、かつ、貸付資金で購入する物件等を担保として行う貸付」のうち、「貸付資金で購入する物件等を担保として行う」旨の規定(施行規則第34条の37第6号二(1))を廃止し、教育ローン等の無担保ローン貸付の媒介を認める。</p>	都銀懇話会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
172	4月12日	5月2日	銀行代理業の 許可要件等に関する規制緩和	<p>【要望理由】 上限額の設定や取扱商品の制限により、借り手の資金調達ニーズに十分に対応することが困難になり、利用者利便の向上という制度改正の趣旨に反して、利用者の利便性が損なわれることになる。?銀行代理店が契約の締結に係る審査に関与しない場合の融資の媒介であれば、代理業者の恣意が働きにくいことから、「規格化された商品」への制限や金額上限、物件担保要件を撤廃することによる弊害は小さいと考えられる。仮に、代理業務の内容が規格化された貸付商品の単なる媒介又は銀行代理店が契約の締結に係る審査に関与しない場合の融資の媒介に止まるのであれば、法令等の遵守や顧客保護の徹底を図る上で、営業所ごとに実務者を配備することは過剰。他法令(証券取引法、信託兼営法、保険業法等)と比較しても過剰規制となっている。?銀行代理業者が銀行代理業において預金を取り扱わない場合は、預金等とは誤認しえないため「預金等との誤認防止」の措置を行う場合を限定すべき。届出時限・内容とも、銀行及び銀行持株会社が別途求められている類似報告(銀行法第24条/52条に基づく「経営実態報告」:子法人等を含む銀行グループ各社の状況を定期的に報告)以上に厳しく、(経営実態報告の報告時限は半年ごとであり、代表者名については記載が求められていない)、加えて、変更役員等については、各々履歴書、住民票等を添付することとなっているなど過剰感が極めて大きい。更に、届出対象に数十・数百といった多数の企業を要する大企業グループが含まれている場合には、銀行代理業者が2週間以内に変更の届出を行うことは、実務的な観点からは事実上対応が不可能であり、銀行代理業制度の利用を促進する上でも、届出手続の見直しを図ることが有効と考える。</p>	都銀懇話会	金融庁
			銀行代理業の 許可要件等に関する規制緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 一般の事業会社等が、銀行代理業者として事業用資金の代理・媒介を行うことが認められるのは、「規格化された貸付商品であって、その契約の締結に係る審査に関与しない場合」に限定されており、その上限額は一千万円とされている。貸付等を主たる業務とする者(貸金業者・クレジット業者・保証業者)が銀行代理業者である場合は、当該銀行代理業者の銀行代理業務のうち、消費者向けの資金の貸付等に係る契約締結の代理・媒介業務については、「預金等担保貸付」と「規格化された貸付商品で、かつ、貸付資金で購入する物件等を担保として行う貸付」に限定されている。 ?銀行代理業務を行う各営業拠点及び銀行代理業務を統括する部署に実務経験者(資金の貸付業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者)の配備が必要とされている。 ?銀行代理業者が、金融商品の販売またはその代理若しくは媒介を行う際に「預金等との誤認防止」の措置を講じる必要があるとされている。 ?銀行代理業者は、許可申請書の記載事項に変更がある場合、内閣総理大臣に対し、2週間以内に届出を行わなければならない。許可申請書には、銀行代理業者の親法人等の子法人等の商号、所在地、代表者名等の記載が必要とされている。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
173	4月12日	5月2日	銀行等が貸金業者から譲受けた貸付債権に係る貸金業法の適用除外	<p>貸金業法第24条の規制の適用対象から、(1)銀行等、(2)預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する「会社分割等の際に当該金融機関から承継した債権」及び「当該債権の債務者に対する会社分割等の後に発生した債権」を譲渡する場合を除く。</p> <p>【要望理由】 銀行は銀行法の規定に基づき貸付業務を実施し、金融庁の検査・監督も受けている。この中で、契約内容等に関する顧客説明についても対応しているところ。銀行が保有する貸付債権について貸金業法の規制が重複して適用されることは明らかに過剰であり、実務的な負担も大きい。また、債権者は同じ銀行であるにも関わらず、一部の貸付債権についてのみ書面交付等の取扱いが異なることについて、債務者、保証人への説明も困難である。業態を超える再編や提携が進行する中、今後、銀行が貸金業者から貸付債権を譲受けるケースの拡大が見込まれることから、本規定の適用対象から銀行を除外するよう要望する。また、貸出債権流動化市場の活発化を促すには、債務者保護に適切な配慮がなされている場合について通知を不要とすることが必要。こうした見地より、預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する債権を譲渡する場合には、通知を不要とすべき。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行が貸金業者から譲受けた貸付債権については、貸金業法第24条により、同法に基づく規制(注)が適用されている。(注)貸金業法に基づく主な規制内容。貸金業者の貸付に係る契約に基づく貸金債権を譲受した者は、当該債権の債務者に対して契約内容を明らかにする書面を交付しなければならない。契約書面の交付(貸付にかかる契約(含む変更契約)・保証契約締結前後に保証人などに、多岐に亘る項目を記載した文書を交付しなければならない規制)。受取証書の交付(債権の全部又は一部について返済を受けた際に都度、受取証書(課税文書)を交付しなければならない規制)。債権証書の返還(完済した場合は必ず返済者に債権証書を返還しなければならない規制)</p>	都銀懇話会	金融庁
174	4月12日	5月2日	国立大学の資金調達に関する独立性推進	<p>○民間金融機関からの資金調達の際には「文部科学省の認可」が必要だが、事後報告(年度決算のタイミングなど)を可とする変更を検討いただきたい。長短いずれの借入に際しても文科省の認可が必要であるが、その結果、借入実行迄時間を要する。(「国立大学法人法施行規則」第22条、第23条、「国立大学法人法施行令」第11条)○「長期借入金」および前出の「センター債務負担金」で財政投融資をベースとするものに関しては、借り換え(繰上償還)の際に発生する補償金の免除を許容いただきたい。地方公共団体で認められているような「補償金免除繰上償還」と同等の扱いを求めるもの。</p> <p>【要望理由】 国立大学法人の調達ソースの多様化、ニーズに基づいた民間からの貸出機会の創造に繋がる。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 国立大学は民間からの借入調達は制度上可能であるが、手続きに手間と時間を要する。国立大学は「国立大学財務・経営センター(独立行政法人)」より資金調達を行っているが、期限前償還に関する制約が多い。</p>	都銀懇話会	文部科学省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
175	4月12日	5月2日	不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイス業者の銀行による子会社化の解禁	<p>不動産等に係る投資に関し助言を行う業務の銀行の子会社の業務範囲への追加。</p> <p>【要望理由】 銀行は、不動産を運用対象とする投資法人(いわゆるJ-REIT)に係る投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者を子会社とすることができるが、「不動産等特定資産に係る投資に関し助言を行う業務」(以下、特定資産助言業)を兼業した場合は、子会社とすることができない。金融資産を対象とする総合的な運用アドバイス業務については、既に銀行に解禁されているところであるが、金融資産とそれ以外の資産を総合的に比較・検討して運用を行う投資家も相応に多いと考えられる。銀行の子会社による本業務の取り扱いを許容することにより、総合的な資産運用に係るアドバイザリー・サービスの提供を促進することが、利用者利便の向上の観点から適当と考えられる。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行の子会社の業務範囲は銀行法第16条の2第1項各号及び銀行法施行規則第17条の3に列挙される業務に限られ、不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイス業者(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に定められる投資顧問業者を除く)を子会社にするにはできない。主要行等向けの総合的な監督指針(V-3-3-1(2)(3)ロ)により、銀行の子会社が営む投資顧問業務において、その投資助言の対象に不動産を含むことができない。</p>	都銀懇話会	金融庁
176	4月12日	5月2日	従属業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和	<p>「銀行からの収入条項」を廃止すること。(平成14年3月29日付金融庁告示第34号第2条第1項2号の削除)</p> <p>【要望理由】 銀行等の従属業務を営む会社の基準としては、総収入条項があれば、親銀行等からの収入の有無に関わりなく、広く一般の会社からの収入を得て従属業務を行うことを防止するのに十分であり、銀行から1円でも収入があればよいという実質的に意味のない条項は不要。事業の効率性を阻害する懸念有り。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行持株会社又は銀行の従属業務を営む子会社等は、銀行又はその子会社からの収入を総収入の半分以上とすること(総収入条項)に加え、各事業年度においてその営む各々の従属業務について当該銀行持株会社の子銀行からの収入があることが要件として定められている。</p>	都銀懇話会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
177	4月12日	5月2日	リース業務の高度化・多様化等に対応した規制見直し	<p>【具体的要望内容】 銀行及び銀行持株会社の子会社等の中古物品売買及びメンテナンス業務を行う際の収入制限の見直し。「中古物件売買等業務収入がリース業務収入を上回らないこと」の判定についてリース業務を営む会社の子会社が、実質的にリース業務を営む会社の一部門と判断される場合は、リース業務の有無に関わらず当該子会社をリース会社集団に属する会社として判断する。金融監督庁・大蔵省告示第九号第2条第2項「リース業務を営む会社が～に属するそれぞれの会社に係る」を「リース業務を営む会社が属するリース会社集団に係る」に変更する。同告示第九号第2条第2項第2号を撤廃する。同告示第九号第3条第7号の「(リース業務を営む場合に限る)」を「リース業務を営む場合又はリース業務を営む会社の子会社に限る」に変更する。債務者のデフォルト等に伴う物件売却等の処分を実施するまでの間に限り、銀行の「自己競落会社」と同様、他業禁止の観点から、本件に係る業務を(1)リース債権等の回収と(2)不動産の保有・管理及び売却に限定する等の措置を講じた上で、リース子会社が新たに第三者と賃貸借契約を締結することを許容すること。</p>	都銀懇話会	金融庁
			リース業務の高度化・多様化等に対応した規制見直し	<p>【要望理由】 中古物件の売却及びメンテナンス業務は、銀行持株会社の子会社等に解禁されたが、リース業務を行う会社に限定されており、リース会社集団内の機能分担、業務効率化の制約要因となっている。現状では、空室が発生してもリース会社が直接新たなテナントと賃貸契約を締結できないことから、デフォルトしたユーザーを前面に立てた貌での管理を余儀なくされている。一方、ユーザーがデフォルトしたままの状態に対テナントの前面に出ていると、物件の保守管理や処分、賃貸条件の変更、デフォルト物件に居ることによるイメージ低下や、空室増加によりビルが寂れていくことを不安に感じ、退去するテナントがある。この結果、テナントにコスト負担が発生する上、物件の処分価格は市場実勢より低くなり、債権回収の早期最大化を図ることも困難となる。リース会社が新たなテナントと直接賃貸契約を締結することを認められると、テナントにとっては不安を払拭でき、移転コストをかけることなく従来通りの業務が可能となり、かつ市場実勢に即した価格にて早期処分することが可能となることから、リース会社にとっても損失を極小化することにも繋がり、リース子会社の経営の健全性にも資することとなる。本業務内容は、既に銀行持株会社及び銀行の自己競落会社に認められた業務であり、リース子会社の場合、与信対象不動産の所有者であるリース子会社が上記自己競落会社の役割を担っていることを踏まえれば、本業務の許容は、財務の健全性維持やリスク管理の観点から適切と考えられ、且つ特段の弊害もないと考えられる。なお、「不動産賃貸業」とみなされないためには、以下の措置で対応可能と思料。本件に係る業務は以下に限定。自社の貸出金およびリース債権等の回収のために行なう担保不動産もしくはリース対象不動産の取得・保有・管理及び売却。業務遂行に当たっては、監督指針V-3-3-2-(2)に記載の事項に準じるとともに、適切な早期処理を行なうための部署、担当者を明確にし、対象不動産毎に収支・損益の分別管理を行うこととする。</p>		